

人口問題研究

第五卷 第三四五六號

昭和二十二年六月刊行

調査研究

昭和二五年までの推計人口の分析……



館長 上田正夫
主任 窪田嘉彰
編輯 高木尙文

雜報

研究所官制改正——研究報告會——研究資料の作成——農村人口收容力に關する調査——
厚生省官制の改正——厚生省分課規定中改正——厚生省官制中改正——昭和廿一年人口調
査規則の公布——昭和廿一年人口調査施行心得——勞働組合施行令の制定——朝鮮人中華
民國人、本島人及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿兒島縣又は沖繩縣に有する者
の登録に關する省令公布——社會保險調査會官制の公布

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第五卷 第三、四、五、六號

調査研究

昭和二五年までの推計人口の分析

館 上 田 正 夫 稔
窪 田 嘉 彰
高 木 尚 文

目次

一、序

二、推計方法の概要

三、結果の分析

(一) 総人口の變動

昭和二五年までの推計人口の分析

(二) 年齢三區分別人口の變動

(三) 年齢五歲階級別人口の變動

(四) 摘要

四、將來人口の再生産率

五、推計結果の簡単なテスト

一、序

將來人口の推計が人口問題を研究する場合に如何に重要であるかは今さらいうまでもない。さらにそれが實際の施策のあらゆる方面で如何に必要であるかはこれ又いうまでもない。現在の我が國の如く、人口變動の客觀的諸條件が激變を來たしたような時にはなおさらそうである。この時、去る昭和二一年六月、當時の内閣審議室統計研究會が、特に人口分科會を設けて將來人口の推計に着手し、同年八月、經濟安定本部統計研究會人口分科會の名をもつてその結果を發表するに至つたことはまことに適切であつた。

將來人口推計結果を詳細に分析することは人口問題研究上非常に重要である。上記の將來人口推計の作業を擔當した我々は本稿においていささかその分析を試みて参考に資したいと思う。そしてここでは、人口問題研究上特に重要であると思われる推計將來人口の男女年齢別構成の變化、従つて、將來人口増加の男女年齢別内容の分析に重點をおくこととする。次に人口増殖力の變化を明らかにするために推計將來人口の純再生産率を算定して

みることとする。また、この推計人口が、時間の経過につれて明らかになつて来る材料によつて推定される實際の人口増加とどれだけの差をもつてゐるかを常に注意していなければならぬ。これは推計人口を使用する場合常に考えなければならぬことであるし、この差が餘りに著しくなつて來れば推計人口自體を改算しなければならぬ。この意味で、現在までに材料が一應そろつた昭和二二年一月一日現在で簡単なテストを行つて附け加えておこう。なお、推計方法の概要と結果とは註1所掲の報告書につくされてゐるが、結果の分析上必要である限り、ここに簡単に繰り返しておくこととする。順序として、まず、推計方法の概要から記述することとしよう。

註 1) 經濟安定本部統計研究會人口分科會「將來人口の推計に關する報告」―經濟安定本部統計調査資料、第一號、昭和二二年八月。

館 稔稿「昭和二五年までの推計人口」―國民經濟、第一卷第一號、昭和二二年一〇月。

館 稔稿「我國將來の人口問題」厚生時報、第一卷三號、昭和二二年二月參照。

二、推計方法の概要

(一) 前提

- 1 廣範な地域にわたつて、地震、水害、凶作等の天災が起らないこと。
- 2 その他豫測すべからざる非常の事態が起らないこと。
- 3 一般に經濟状態が漸次かい復の方向に向ふこと。
- 4 海外在留日本人の引揚及び復員歸還は昭和二二年内に、日本人以外の人口で歸還希望者の日本退去は同二二年九月末日までに完了すること。

5 日本人人口の推計に重點をおくこと。

(二) 基本方法

昭和二二年四月二六日人口調査の結果による日本人人口の男女年齢別構成を基準としてこれに推計男女各歳別生存率を適用して男女年齢各歳別に將來人口を推計する方法がとられてゐる。

(三) 推計地域

資料の關係上、右の人口調査實施地域を推計地域とした。即ち、樺太、北海道の離島、東京都小笠原支廳管内、同八丈支廳管内の青ヶ島村、島根縣竹島、鹿兒島縣大島郡及び沖繩島全域は含まれてゐない。

(四) 推計期間

昭和二二年四月二六日以降同二五年一〇月一日に至るまで毎年一〇月一日現在人口を推計することとした。

(五) 推計基準人口

昭和二二年四月二六日人口調査男女年齢各歳別日本人人口を基準としたことは上述の通りであるが、この人口調査の結果は年齢が數え年である。しかし推計手續上は滿年齢の方が適當なのでこれを滿年齢に換算して基準人口を作つた。

(六) 自然増加

1 出生

終戦後昭和二〇年九月から同二二年四月までの全國の年間出生率を推計すると二二%となる。そしてこの間の出生は昭和一九年一二月から同二〇年八月までに受胎したものであつて、かように低い出生率を考へることが出来る。しかし、この出生率が昭和二二年五月以降にも存續するとは考へられない。(1)戦争の終結による全面的な出生増加(2)國內の

短期大量の復員による出生増加(3)在外復員歸還による出生増加(4)在外日本人の引揚による出生増加を考慮しなければならない。(1)と(2)とは大體昭和二十一年七月頃から、(3)と(4)とは同年九月頃から現われて来るはずである。これらを含めて、この推計では昭和二十一年の出生率を二八%と假定した。

昭和二十二年以降の出生率については、第一次大戦主要交戦國の中でも敗戦ドイツの戦後の出生率の變動、我が國既往における出生率變動の傾向等を詳細に分析比較し、二通りの出生率を推計した。即ち、出生率は昭和二十二年に至つて最高に達するがそれは戦前戦時の平均三〇・五%と假定し、出生率減退が比較的緩徐なる場合には昭和二十五年二六・五%に低下するとし(これを出生率の第一推計とする)、それがやや急な場合には昭和二十五年二四%に低下する(出生率の第二推計とする)と假定した。

2 死亡

出生率と同様にして、昭和二〇年九月から同二十二年四月までの年間死亡率を推計すると二六%という高い死亡率を得る。既往の生命表の男女年齢別死亡率(q_x)で比較的高かつたのは第四回の生命表のそれである。試みに、第四回の生命表の q_x を基準人口に適用してみると二〇%という普通死亡率が得られる。そこで、第四回生命表の q_x を二六%と二〇%との比だけ高めて、即ち、 $q_x \times \frac{26}{20}$ を昭和二十一年の q_x と假定した。

昭和二十二年以降の變動については、出生率の場合に準じて二通りの場合を假定した。即ち、 q_x は年々等差級数的に低下して、昭和二十五年に戦前水準の第六回生命表の q_x まで低下するとしてこれを死亡率についての第一推計とし、死亡率の低下が比較的遅れて昭和二十五年に第四回生命表

の q_x まで低下するとしてこれを死亡率についての第二推計とした。

3 自然増加

出生率と死亡率の第一推計どうしを組み合わせた結果を第一推計とし、それらの第二推計どうしを組み合わせた結果を第二推計とした。

(七) 流入・流出の推計

厚生省引揚援護院の調査によれば、推計基準時における在外残留復員軍人は二二〇萬、居留民は二〇〇萬であるが、これらが當時の計畫通り、昭和二十二年内に引揚歸還を完了するものとし、復員軍人は昭和二十一年五月以降毎月平均二七萬五千づつ、居留民は二五萬づつ引揚歸還するものと假定し、この男女年齢別構成を推計して用いた。また、日本人の流出は全然起らないと假定した。

(八) 日本人以外の人口の推計

1 日本人以外の歸還希望者の人口は、推計基準時において、これを六〇萬二千と推計し、これらは昭和二十一年九月末までに残らず日本を退去するものと假定した。

2 日本人以外の人口の残留希望者の人口は二五萬七千と推計し、推計基準時以降の自然増加は上述の日本人人口の第一推計の自然増加と同様と假定した。

3 日本人以外の人口の流入は全く起らないと假定した。

推計方法の概要は概ね以上の如くであるが、かかる方法によつて得た推計將來人口についてまず男女年齢別構成の變化、増加人口の男女年齢別構成に關する分析からはじめることとしよう。ただし、推計の前提にもある通り、本推計は日本人人口に重點がおかれているので、以下の分析もほとんどすべて日本人人口に限ることとする。

昭三、10・1	三九	一九	九
昭四、10・1	三三	七〇	九
昭五、10・1	三五	七三	三

それでは以上の如き総人口の男女別構成は昭和二五年までに如何なる變動を示すであろうか。

(1) 男女別人口構成の變動

基準人口における性比は日本人人口のみについてみれば第一表の通り女一〇〇に付男九一・二を示して、昭和二〇年一月一日の人口調査における女一〇〇に付男八九及び昭和一九年二月二二日の人口調査における女一〇〇に付男九〇・一に比して、男の割合は僅かに増加しているが、昭和五年及び昭和一〇年の國勢調査における女一〇〇に付男九一・〇、一〇〇・六に比してはやはり女の超過となつてゐる。昭和二一年一月一日においては女一〇〇に付男九五・三を示して男の割合はさらに増加し、復員(在外復員者の歸還)及び引揚が完了する昭和二二年一月一日においては第一推計、第二推計とも女一〇〇に付男九七・七となり、男の割合はさらに増加する。昭和二三―二五年においては變動は極めて僅かで、昭和二五年一月においては第一推計は女一〇〇に付男九七・九となり、第三推計は同じく九八・一となる。第二推計の方がやや男の割合が多くなつてゐるが、それでもなお昭和一五年以前の如き男人口超過にはならない。なお日本人以外の人口を含めた場合は男の割合が僅か増すのみである。

(2) 總人口の増加實數

次に同じく總人口の増加の状況は如何であろうか、まず増加實數についてみることにする。

(a) 總數

昭和二二年四月二六日―一〇月一日の約五箇月間における總人口の増加

昭和二五年までの推計人口の分析

實數は二〇八萬に達するが、この期間に日本人以外の人口が約六〇萬減少するから日本人人口のみについては第二表及び第2圖にみる通り二六八萬の増加となつてゐる。この中復員による増加は第三表にみる通り一三八萬で五割一分、引揚による増加が一二五萬で四割七分をしめ、この兩者を合して二六二萬で九割八分の多きをしめる。これらを除く増加即ち自然増加は僅かに五萬で増加總數の二分に過ぎない。

昭和二二年一月以降日本人人口のみについてみると、昭和二二年一月―二二年一月一〇月における増加は第一推計二〇九萬、第二推計一九九萬で前期間に比し二割程少くなるが、この中復員による増加は八三萬で約四割、引揚による増加は七五萬で四割弱、兩者合して約八割程となり自然増加は残りの二割に過ぎず、第一推計五一萬、第二推計四一萬となつてゐる。昭和二二―二五年には復員及び引揚による増加がないので前期間に比しはるかに少なくなつて、第一推計では各年六〇萬から八五萬と増加數を増して昭和二二年四月―二五年一月の全期間には六九五萬の増加となるが、第二推計は各年第一推計の半分以下で三六萬から三二萬と増加數が減少し、全期間には五六九萬の増加で第一推計に比し一二六萬少い。全期間増加の中復員による増加が二二〇萬で三割二分―三割九分、引揚による増加が二〇〇萬で二割九分―三割五分をしめるので、自然増加は第一推計が四割、二七五萬なのに對し第二推計は二割六分、一四九萬で第一推計の半分となつてゐる。又これを期間別にみれば、昭和二二年までの増加が全期間増加に對し第一推計は七割弱、第二推計は八割強をしめてゐる(第四表参照)。

この全期間の増加を戦前の國勢調査間のそれと比較すると、最大の増加を示した昭和五―一〇年の増加數四八〇萬に比して八九萬―二二四萬多い。即ち、昭和二二年までの復員及び引揚によつて従來にその比をみないばう

大な増加を示すが、これらを除いた自然増加は各年次間三〇一八〇萬に過ぎず、全期間については第一推計二七五萬は過去の國勢調査間の五年間の六一七割、第二推計の一四九萬は過去のその三一四割にしか當らない。

(b) 男

昭和二十一年四月一〇月における男の増加は二一一萬で總數の増加の八割をしめているが、この中復員による増加が一三八萬で六割五分、引揚による増加は六九萬で三割三分、自然増加は僅かに四萬で二分に過ぎない。昭和二十一年一〇月—二十二年一〇月における増加も總數の七割三—四分をしめて第一推計一五二萬、第二推計一四七萬であるが、この中復員による増加は五割四分—五割六分を、引揚による増加は二割七分—二割八分をしめ、自然増加はそれぞれ一割八分、二七萬、一割六分、二三萬を示している。昭和二十—二十五年の三年間には第一推計が三一—四三萬と増加し、第二推計はこれよりはるかに少く二〇—一八萬と漸減しており、總數の増加の中、およそ五割強をしめている。全期間には、第一推計が四七四萬、第二推計が四一五萬で、總數の増加の中七割近くをしめている。又この中、復員及び引揚による増加は第一推計が七割、第二推計は八割の多きに上り自

第二表 男女別推計人口の増加

期 間	實 數		率(各前年=1000)		各期間増加 中に男のし める割合%
	總數	男	總數	男	
第一推計	昭三、四、一—三、一〇、一	二、三九七、三二二	二、三九七、三二二	一〇〇・〇	六八
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	二、〇七五、一五五	二、〇七五、一五五	一〇〇・〇	五八
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	二、〇七五、一五五	二、〇七五、一五五	一〇〇・〇	五八
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、七〇三、三六八	一、七〇三、三六八	一〇〇・〇	五二
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、七〇三、三六八	一、七〇三、三六八	一〇〇・〇	五二
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、三三〇、三六八	一、三三〇、三六八	一〇〇・〇	四六

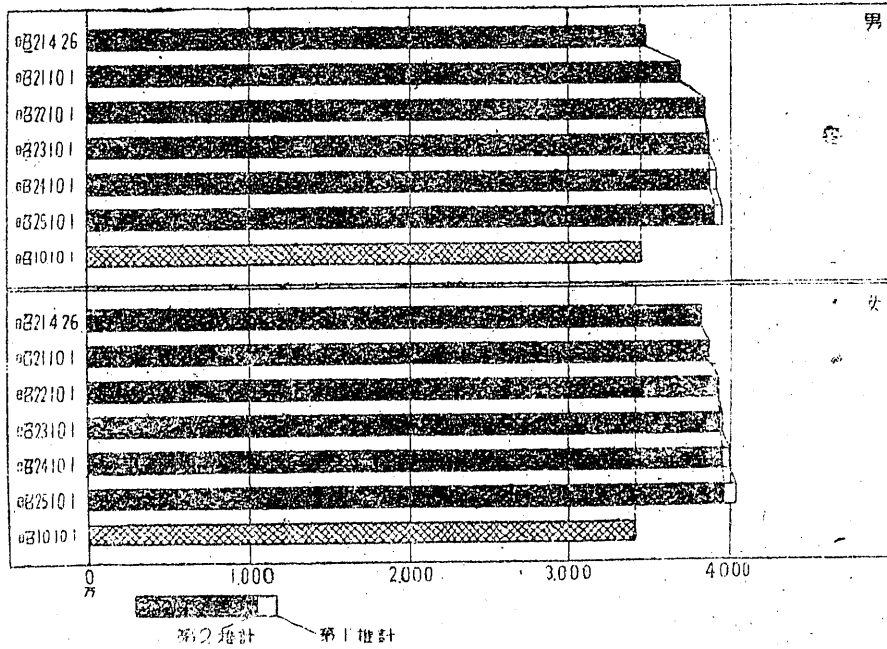
期 間	總數	復員	引揚	自然	割合(増加總數=100)
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、九九一、四七〇	五九	二	二二
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、六八四、七四三	三〇五	五	二一
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、六八四、七四三	三〇五	五	二一
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、三三〇、三六八	一〇〇	二	一三
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、三三〇、三六八	一〇〇	二	一三
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇

第三表 男女別増加人口中にしめる復員及び引揚による増加

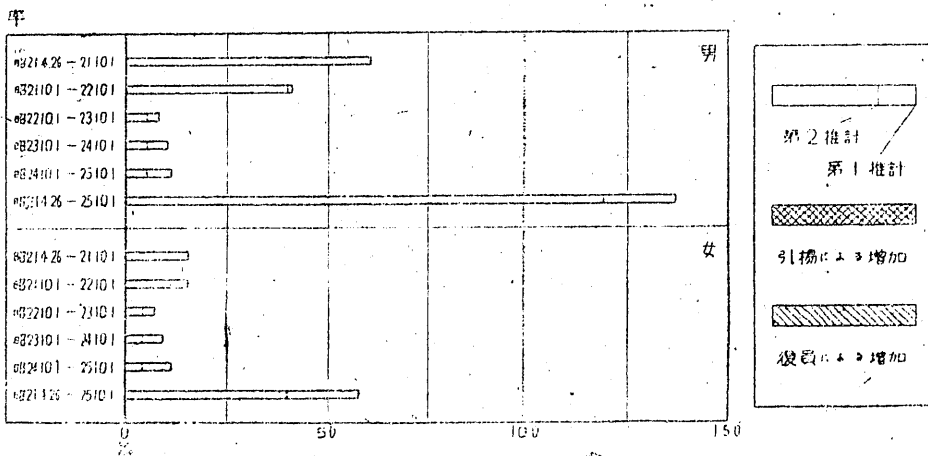
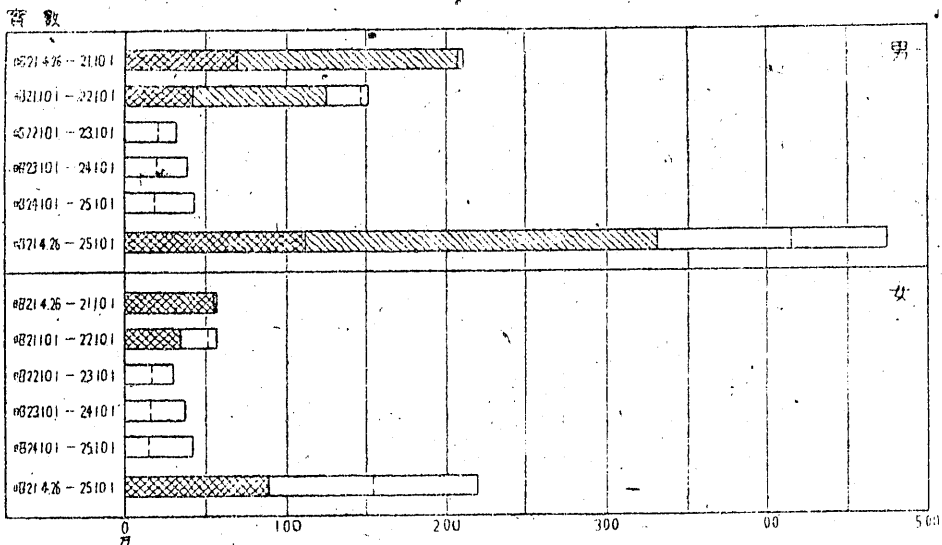
期 間	總數	復員	引揚	自然	割合(増加總數=100)
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、九九一、四七〇	五九	二	二二
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、六八四、七四三	三〇五	五	二一
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、六八四、七四三	三〇五	五	二一
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、三三〇、三六八	一〇〇	二	一三
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、三三〇、三六八	一〇〇	二	一三
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇
第一推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇
第二推計	昭三、一〇、一—三、一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二	一〇

第1圖 男女別推計人口及びその増加

男女別推計人口



2 推計人口の増加



日本人口のみの比較

昭和二五年までの推計人口の分析

第一推計

昭和二、四、六—二、一〇、一

六・六

四・五

三・八

昭和三、一〇、一—三、一〇、一

三〇・〇

三〇・〇

三三・九

昭和三、一〇、一—五、一〇、一

三・四

三・五

四・三

第二推計

昭和三、四、六—二、一〇、一

四一・一

三〇・九

三三・八

昭和三、一〇、一—三、一〇、一

三三・七

三三・四

三三・六

昭和三、一〇、一—五、一〇、一

一八・〇

三三・七

三九・六

(3) 総人口の増加率

以上のような増加の状況をさらに明らかにする爲に各前年の総人口を一、〇〇〇とする増加率によつて比較してみると、ただし以下はすべて日本人口のみについてである(第二表参照)。

(a) 總 數

昭和二二年四—一〇月においては三七%を示し、昭和二二年一〇月—二二年一〇月には若干低下して第一推計は二八%、第二推計は二六%となる。昭和二二—二五年には第一推計は各年八%から一%と僅かづつ高まるのに對し、第二推計は五%から四%と僅かづつ低くなり、第一推計の約半ばである。全期間には第一推計が九五%、第二推計は七八%を示しており全期間に第一推計では基準人口の一割を増すこととなる。又、第二推計の率は従來の國勢調査年次間に最も高率であつた大正一四—昭和五年の七九%に匹敵する。

(b) 男

昭和二二年四—一〇月においては六一%の高率を示し、昭和二二年一〇月—二三年一〇月には第一推計四一%、第二推計四〇%に低下するが、なお相當の高率である。昭和二二—二五年の三年間に第一推計は八%から一

昭和二五年までの推計人口の分析

一%と僅かづつ高まるが、第二推計は第一推計に比し約半分、各年五%を示し變動がない。全期間には第一推計は一三七%、第二推計は一一九%を示しており、増加實數の著しい増加は率にも現われて五年足らずの間に基準人口の一割二—四分を増加している。これを過去の國勢調査年次間で最高を示した大正一四—昭和五年の七九%と比較すれば一倍半以上の高率となつてゐる。

(c) 女

昭和二二年四—一〇月においては一五%を示し、男に比し四分の一に過ぎない。昭和二二年一〇月—二三年一〇月においては第一推計は前期間と同率で一五%を示し、第二推計はやや低く一三%を示し、男に比して三割餘に過ぎない。しかし昭和二二—二五年の三年間には男とほとんど等しく傾向も同様である。全期間には第一推計は五八%で男の半分に當り、第二推計は四〇%で男の三分の一に當つてゐる。

即ち増加實數におけると同様、昭和二二年まではかなり高い率を示すが全期間の増加は男の二分の一或は三分の一に過ぎず、これを過去の國勢調査年次間において最低であつた大正九—一四年の六五%に比しても第一推計は約九割、第二推計は六割と何れも低いことは男の高率と對しよ的であることが注目される。

即ち、復員及び引揚によつてぼう大な増加を示す男の増加率が戦前の國勢調査間において最高であつた大正一四—昭和五年の増加率の一倍半以上であるのに對して、女のそれは男と同様昭和二二年までは多少の高率を示すとはいへ、全期間には男の二分の一もしくは三分の一に過ぎず、従來に最低を示した大正九—一四年の増加率にも及ばないのである。

なお以上の増加の傾向を一層明らかにする爲、基準人口を一〇〇とする

指数によつて比較圖示すれば第八表、第3圖の如くである。

(二) 年齢三區分別人口の變動

(1) 年齢三區分別人口構成の變動

總人口及びその男女別人口構成の變動、又その増加數と増加率は以上の通りであるが、さらに進んで、これらが年齢別にそれぞれ如何なる内容を示しているかを分析してみる。

まづ年齢を三區分して〇—一四歳(幼年人口)一五—五九歳(生産年齢人口)及び六〇歳以上(老年人口)として、その構成の變動についてみよう。以下の各項はすべて日本人人口のみについて分析を進めることとする。

(a) 總數

推計の基準人口においては第五表及び第2圖にみる通り、幼年人口が二、六一八萬で總人口の三五・九%をしめ、老年人口は五七七萬で七・九%をしめるのに對し、生産年齢人口は四、〇九二萬で五六・二%をしめており、昭和一〇年國勢調査人口に比して、幼年人口は六四萬多いが總人口に對する率において一%少く、老年人口は六二萬多く率も〇・五%多いのに對し、生産年齢人口は二三七萬多く率も〇・五%多くなつてゐる。しかるに昭和二十一年一〇月以後、老年人口は昭和二十二年一〇月までに實數と

第五表 男女年齢三區分別推計人口

年次	總數			男			女					
	總數	〇—一四歳	一五—五九歳	六歳以上	總數	〇—一四歳	一五—五九歳	六歳以上	總數	〇—一四歳	一五—五九歳	六歳以上
昭和三十一年	七,642,000	2,618,000	4,092,000	5,770,000	3,351,000	2,419,000	1,332,000	3,880,000	3,331,000	2,302,000	1,317,000	3,312,000
第一推計	7,642,000	2,618,000	4,092,000	5,770,000	3,351,000	2,419,000	1,332,000	3,880,000	3,331,000	2,302,000	1,317,000	3,312,000

ともに率が〇・五%を減じ以後は各年次、第一推計、第二推計ともほとんど變動がないのに對して、幼年人口は實數は昭和二十二年まで増してその後減するが、率は基準人口から引きつづき次第に減じて昭和二十五年において第一推計は三三・二%、第二推計はさらに減じて三二・五%となつてゐる。従つて生産年齢人口は實數とともに、その率が次第に増して昭和二十五年において第一推計は五九・三%、第二推計は六〇%の多きをしめてゐる。昭和二十五年において、第一推計は第二推計よりも老年人口は一〇萬、生産年齢人口は二〇萬多いのに對し、幼年人口は九五萬多くなつてゐるが、率は老年人口が等しく、生産年齢人口が第二推計よりも〇・七%少いので幼年人口は第一推計の方がそれだけ多くなつてゐる。そこで昭和二十五年と昭和一〇年とを比較すると、老年人口は七三—八三萬多く率は〇・一%多いに過ぎず、幼年人口は第一推計が九六萬多いにかかわらず三七・七%少く、第二推計が僅かに一萬多くて四・四%少くなつてゐる。しかるに生産年齢人口は、第一推計が八七八萬、三・六%多く、第二推計は八五八萬、四・三%多くなつてゐる。即ち、老年人口の率はほとんど變らないが幼年人口はますます減少するのに對し生産年齢人口は實數、率ともに著しく増大してゐる。

昭三三、〇、一	六、四三	二、五九	四、九三	五、七二	六、六九	一、三、四九	三、七三	二、五八	五、五五	一、三、一三	三、一九	三、二四
昭三四、〇、一	六、七七	二、五三	四、七四	五、八七	六、〇五	一、三、四三	三、〇六	二、五三	五、九三	一、三、〇三	三、五二	三、二四
昭三五、〇、一	七、八四	二、五〇	四、七五	五、九五	六、四三	一、三、四八	三、四三	二、六三	四、〇三	一、三、〇七	三、八三	三、五三
昭三三、〇、一	七、五〇	二、五八	四、七三	五、七三	六、三〇	一、三、四九	三、六五	二、五六	五、三三	一、三、一九	三、六七	三、二七
昭三四、〇、一	七、九五	二、六〇	四、八〇	五、七九	六、五二	一、三、四四	三、七三	二、五五	五、七四	一、三、〇〇	三、五〇	三、三四
昭三五、〇、一	八、三九	二、六二	四、八四	五、八四	六、七三	一、三、四二	三、〇八	二、五七	五、五七	一、三、八三	三、四三	三、五二
昭三三、〇、一	七、五八	二、五五	四、八一	五、八八	六、九〇	一、三、三六	三、七五	二、五九	五、六九	一、三、六九	三、七七	三、二九

中央數値

昭三三、〇、一	七、五三	二、五九	四、七三	五、七六	六、五三	一、三、四六	三、六九	二、五八	五、三九	一、三、四四	三、八四	三、三〇
昭三四、〇、一	七、〇四	二、四七	四、八二	五、七五	六、六〇	一、三、三六	三、七二	二、五三	五、四四	一、三、六〇	三、七〇	三、三三
昭三五、〇、一	七、六三	二、五〇	四、八四	五、八四	六、八三	一、三、三六	三、〇六	二、五〇	五、七〇	一、三、九八	三、四三	三、三七
昭三三、〇、一	七、一六	二、四〇	四、七三	五、九三	六、一六	一、三、三七	三、四八	二、六一	四、〇〇	一、三、八三	三、八三	三、三三
昭三三、〇、一	七、九	二、五二	四、七九	七、九	四、七	一、三、八二	二、六一	二、五	五、三	一、三、八	三、〇一	四、四
昭三四、〇、一	七、一	二、五三	四、七六	七、六	四、八	一、三、七七	二、七七	二、三	五、二	一、三、三	二、九六	四、三

第一推計

昭三三、〇、一	七、三三	二、五三	四、七四	七、四	四、九四	一、三、三三	二、八八	二、三	五、六	一、三、〇	二、九五	四、二
昭三四、〇、一	七、九	二、五七	四、七四	七、四	四、九四	一、三、三二	二、九〇	二、三	五、六	一、三、八	二、九六	四、一
昭三五、〇、一	七、三	二、五〇	四、七五	七、四	四、九五	一、三、三〇	二、九二	二、三	五、五	一、三、六	二、九八	四、二
昭三三、〇、一	七、三	二、五三	四、七四	七、四	四、九四	一、三、三三	二、八八	二、三	五、五	一、三、四	二、九九	四、二

第二推計

昭三三、〇、一	七、三	二、五四	四、七四	七、四	四、九四	一、三、三三	二、八九	二、三	五、六	一、三、九	二、九五	四、一
昭三四、〇、一	七、八	二、五九	四、七四	七、四	四、九五	一、三、三一	二、九一	二、三	五、五	一、三、七	二、九七	四、一
昭三五、〇、一	七、三	二、五二	四、七四	七、四	四、九五	一、三、二八	二、九四	二、三	五、五	一、三、四	二、九九	四、二
昭三三、〇、一	七、五	二、六〇	四、七五	七、五	四、九五	一、三、二五	二、九八	二、三	五、五	一、三、一	三、〇二	四、二
昭三三、〇、一	七、三	二、五三	四、七四	七、四	四、九四	一、三、三三	二、八九	二、三	五、六	一、三、九	二、九五	四、一
昭三四、〇、一	七、八	二、五九	四、七四	七、四	四、九五	一、三、三一	二、九一	二、三	五、五	一、三、七	二、九七	四、一
昭三五、〇、一	七、三	二、五二	四、七四	七、四	四、九五	一、三、二八	二、九四	二、三	五、五	一、三、四	二、九九	四、二
昭三三、〇、一	七、五	二、六〇	四、七五	七、五	四、九五	一、三、二五	二、九八	二、三	五、五	一、三、一	三、〇二	四、二

中央數・値

昭和二五年までの推計人口の分析

昭一〇	一〇〇・〇	三三・四	五二	七四	四九五
昭一〇	一〇〇・〇	三三・九	五九六	七五	四九五
昭一〇	一〇〇・〇	三三・九	五七	七四	四二二

(b) 男

基準人口における男の幼年人口は一、三三三萬で總人口の一八・二%、老年人口は二五三萬で三・五%、生産年齢人口は一、八九九萬で二六・一%を示しており、昭和一〇年に比して幼年人口は實數がやや多く率がやや少く、老年人口は實數、率ともに多いのに對し、生産年齢人口は實數少く率も二・一%少くなつてゐる。しかるに昭和二一年一〇月以降は前項(a)總數においてみたと同様の傾向を示して昭和二五年において老年人口は第一推計、第二推計とも三・三%を示すのに對し、幼年人口は第一推計が一六・八%、第二推計がこれより少く一六・五%を示してゐるので、生産年齢人口は第一推計が二九・四%を、第二推計はこれより多く二九・八%を示すに至つてゐる。昭和二五年における、第一推計と第二推計との差も總數と同様な傾向を示してゐる。そこでこれを昭和一〇年と比較すると、實數は何れも多いが率において老年人口は同じで、幼年人口が第一推計一・八%、第二推計二・一%少くなつてゐるので、生産年齢人口はそれぞれ一・二%、一・六%多くなつてゐる。即ち、生産年齢人口は初め昭和二二年までは戦病傷死による缺損や海外からの復員及び引揚の了らない時であるので、實數率ともに少いのが、短期間に著しく増大し、幼年人口は率が増えます少くなつてゐる。

(c) 女

次に基準人口における女の幼年人口は一、二九五萬で總人口の一七・八%、老年人口は三二四萬で四・四%、生産年齢人口は二、一九三萬で三

昭一〇	一六九	二九・三	三三	五〇・五	一六五	五九・九	四三
昭一〇	一六六	二九・六	三三	五〇・五	一六二	五〇・一	四三
昭一〇	一六六	二八・三	三三	四九・八	一八三	三七・四	四一

〇・一%をしめており、昭和一〇年に比して幼年人口は實數が多く率がやや少いののに對し、生産年齢人口及び老年人口は、實數、率ともに多くなつてゐる。昭和二一年一〇月以後總數と大體同じ傾向であるが生産年齢人口は昭和二二年に最低を示して後又多くなつており、第二推計の方がやや大である。昭和二五年においては老年人口は第一推計、第二推計とも四・二%を示すのに對し、幼年人口は第一推計が一六・四%、第二推計がこれより少く一六・一%を示し、生産年齢人口は第一推計が二九・九%、第二推計はこれより多く三〇・二%を示してゐる。昭和二五年において第一推計と第二推計との差は總數と同様な傾向を示してゐる。又これを昭和一〇年と比較すると、老年人口は實數は多く、率はほぼ同程度であるが、幼年人口は第一推計は實數が多いのに率は一・九%少く、第二推計は實數が約三萬、率が二・二%少くなつてゐるのに對し、生産年齢人口は實數は多いこともち論で、率も第一推計が二・五%、第二推計が二・八%多くなつてゐる。即ち、生産年齢人口は男程ではないが増大して昭和一〇年との差はむしろ男より著しくなるのに對し、幼年人口は率が少くなるのはもち論、第二推計は實數において昭和一〇年より減少する。

要するに老年人口は昭和一〇年とほとんど同程度であるが、幼年人口は昭和二一年において既に昭和一〇年より少いの、昭和二五年においてはさらに少くなる。これに對して生産年齢人口は、昭和二一年において昭和一〇年に比し男はやや少く女は多いが、昭和二五年に至る間女は僅かな變動を示すのみに男は率で四%近く多くなる。それでもなお昭和一〇

年との差は女の方が男の二倍近く多い。

即ちこの推計人口によれば、近い将来における生産年齢人口の比率の擴大は、幼少年人口と對しよ的で、特に男において著しく、第二推計においてこの傾向が一層著しい。しかもなお、生産年齢人口における性は、昭和一〇年の女一〇〇に付男一〇三に比較すると、昭和二十二年四月において女一〇〇に付男八七に過ぎないのが、昭和二十五年において漸く九八に復している程度である。

それでは、このような生産年齢人口の増加及び幼少年人口の減少は年次に何のような變動を示すか、又何の程度の規模において起るものであるうか。

(2) 年齢三區分別人口の増加實數

(a) 總數

そこで各年次間の増加數を年齢三區分に別けて第六表によつて觀察する。

まず、昭和二十二年四月一〇月における生産年齢人口増加二三八萬は増加總數二六八萬の九割に近い。この中復員及び引揚による増加が、二二二萬即ち九割三分をしめており、自然増加は残りの一六萬に過ぎない（第七表及び第2圖參照）。昭和二十二年一〇月—二十二年一〇月における増加實數は一九五—一九七萬で前期間に比して少いが増加總數に對する割合は九割四—八分で前期間よりも多い。この増加の中復員及び引揚による増加が一三四萬、六割八分をしめており、自然増加は六二—六四萬で前期間の四倍となつてゐる。昭和二十二年以後は次第に増加數を増し毎年六〇萬から七六萬の増加を示しており、その度は第二推計の方が少い。全期間の増加は第一推計は六四一萬、増加總數の九割二分の多きに達し、第二推計は六二一萬

で幼少年人口の減少が著しい爲に増加總數よりも多くなつてゐる。右の増加の中復員及び引揚による増加が五割五—七分をしめ三五五萬に達する。従つて自然増加は四割三—五分、二六六—二八六萬となつてゐる。

幼少年人口は昭和二十二年四月一〇月の増加は三一萬で増加總數の一割二分に過ぎないが、引揚による増加は三七萬で、自然増加は約五萬の減少となつてゐる。昭和二十二年一〇月—二十二年一〇月において六一—三三萬の増加で、前期間の四割以下に過ぎないが、この間に引揚による増加が二二萬あるから、自然増加は九—一六萬の減少となつて前期間よりもその度を増している。昭和二十二年以降は減少に轉ずるが、第一推計は毎年その程度を減するのに對し、第二推計は第一推計に比し減少數著しく多くしかも毎年その度を増している。全期間には第一推計が三二萬の増加なのに對し、第二推計は六三萬の減少となつてゐる。全期間に引揚による増加が五九萬あるので、自然増加は第一推計は二七萬の減少、第二推計はその四倍半、一二二萬の減少となつてゐる。

老年人口は昭和二十二年四月一〇月に引揚による増加が約四萬あるが自然増加が約六萬の減少である爲に總數において二萬の減少となつてゐる。昭和二十二年一〇月—二十二年一〇月においてはやはり減少であるが第一推計は前期間の半分以下となり、第二推計は前期間とほぼ等しい。引揚が約二萬あるから、自然増加は三—四萬の減少で前期間よりもその度を減する。昭和二十二年以降は増加に轉じ毎年その度を増しているが、第二推計は第一推計の半分に過ぎない。全期間に第一推計は二一萬、第二推計は一—一萬で増加總數の三—五分に過ぎない。この中、引揚による増加は六萬で第一推計は三割弱、第二推計は五割強をしめ、自然増加は第一推計一六萬、第二推計はその三分の一、五萬となつてゐる。

以上の増加を期間別にみれば、昭和二二年まで幼少年人口は増加、老年人口は減少であつたのが、それ以後は逆になる。生産年齢人口は終始増加であるが、昭和二二年までに全期間増加の七割が増加することとなる。

要するに、幼少年人口は昭和二二年以後減少の度著しく、第二推計は絶對減少となつてゐる。第一推計においても全期間に三二萬の増加に過ぎず、過去の國勢調査においてこの年齢階級が最大の増加を示した昭和五—一〇年の一九七萬に比すれば一割六分にしか當らない。老年人口は昭和二二年以後増加に轉じ、全期間の増加は昭和五—一〇年の増加三七萬に比すれば第一推計は五割八分、第二推計は三割に過ぎない。生産年齢人口のみは復員及び引揚によつて昭和二二年までに著しく増加しその後も増加をつづけて全期間の増加は、この年齢の増加が最大を示した大正一四—昭和五年の二四七萬に比してもなお二倍強の多きに達し自然増加のみが漸くこれに匹敵する増加となつてゐる。

(b) 男

男人口についても、増加人口のほとんど大部分は生産年齢人口の増加である。即ち、昭和二二年四—一〇月の増加一九六萬は男の増加總數二一萬の九割五分に當り、さらにその中一八六萬即ち九割五分が復員及び引揚による増加で自然増加は残りの九萬に過ぎない。昭和二二年一〇月—二二年一〇月におよび一四四—一四五萬の増加で前期間に比し、實數、割合ともに減するが、なお男増加總數の九割六—八分をしめてゐる。この増加の中一一二萬即ち七割七分が復員及び引揚による増加で、自然増加は残りの三三萬で前期間の三倍餘となる。昭和二二年以後は三箇年にそれぞれ三二萬から三八萬程度を増加し、毎年男増加總數の九割以上をしめ期間によつては増加總數以上に達しており、第二推計ではその二倍以上になつてゐる。

昭和二五年までの推計人口の分析

る。全期間の増加は第一推計四四六萬、男増加總數の九割四分の多きに達し、第二推計は四三九萬の増加で、幼少年人口の減少がはなはだしい爲に男増加總數よりも多くなつてゐる。この増加の中復員及び引揚による増加は六割七—八分であるから、自然増加は残りの三割二—三分、一四二—一四八萬となつてゐる。

幼少年人口の昭和二二年四—一〇月の増加は一六萬で男増加總數の一割に達しないが自然増加は二萬六千の減少となつてゐる。昭和二二年一〇月—二二年一〇月には三萬三千—七萬の増加で前期間より少いが自然増加は四萬五千—八萬の減少となつてゐる。昭和二二年以降は減少に轉じ總數に對けると同様の傾向をたどり、全期間に第一推計は一八萬の増加なのに對し、第二推計は三〇萬の減少となつてゐる。全期間に引揚による増加が三〇萬あるから、自然増加は第一推計約一二萬の減少、第二推計はその五倍六〇萬の減少となつてゐる。

老年人口は昭和二二年四—一〇月に引揚による増加が約二萬あるが、自然増加が二萬六千減少してゐる爲に約六千の減少を示してゐる。昭和二二年一〇月—二二年一〇月には第一推計が約三千第二推計七千の減少で、自然増加はやはり減少であるが前期間よりは少くなつてゐる。昭和二二年以後は増加に轉じ一萬から五萬程度で次第に増加數を増して全期間に第一推計一〇萬、第二推計六萬の増加となつてゐる。この中引揚による増加は約三萬で第一推計は三割、第二推計は六割弱に當り、自然増加は第一推計七萬、第二推計三萬弱である。

以上の増加を期間別にみれば、總數におけると同様生産年齢人口のみ終始増加をつづけ、昭和二二年までに全期間増加の七割六—八分が増加することとなる。

結局、幼年人口は、第二推計では著しい絶對減少であるが、第一推計の増加一八萬にしても、過去の國勢調査間にこの年齢階級が最大の増加を示した昭和五—一〇年の一〇〇萬に比すれば二割にも達しない。老年人口の増加は、やはり過去の國勢調査間に最大の増加を示した昭和五—一〇年の一五萬に比して、第一推計は七割、第二推計は四割弱に當つてゐる。しかるに、生産年齢人口のみは、過去に最大の増加を示した大正一四—昭和五年の一四八萬に比して、第一、第二推計とも一・八倍の多きに達してゐるが、これはもつと論復員及び引揚による増加三三一萬の多きを含む爲である。しかしこの兩者を除いた自然増加も決して少くなく、右の大正一四—昭和五年に匹敵する増加となつてゐる。

(c) 女

次に女人口についてみても、男人口よりはやや少いが、増加人口の大部分は生産年齢人口の増加である。即ち生産年齢人口の昭和二一年四—一〇月の増加四三萬は、ぼう大な男の増加に比しては二割に過ぎないが、女の増加總數五七萬の七割六分をしめてゐる。この中三六萬即ち八割三分が引揚による増加で、自然増加は残りの七萬一割七分で、男より少い。昭和二一年一〇月—二二年一〇月には五〇—五二萬の増加で前期間より多く、男の三割餘に過ぎないが、女増加總數の九割から九割八分の多きをしめてゐる。この中二二萬即ち四割二—三分が引揚による増加で、自然増加は残りの二九—三〇萬で、前期間に比して多いが、男よりはやや少い。昭和二二年以降は男に比しやや少いが、増加數が漸増していることは男と同様の傾向で、全期間に第一推計一九六萬、第二推計一八二萬の増加で男の四割に過ぎないが、前者は女増加總數の九割に近く、後者は老年人口の増加少く、幼年人口の減少が多い爲に、女増加總數よりも二割程多くなつてゐる。

さらにこの中引揚による増加は五七萬で三割に當り、自然増加は男より少く、第一推計が一三九萬、第二推計はこれよりさらに少く一二五萬となつてゐる。

幼年人口の増加は昭和二二年四—一〇月に男とほぼ等しい一五萬であるが、増加總數に對する割合は二割七分で男よりも多い。しかし自然増加は約三萬の減少で男とほぼ同程度である。昭和二一年一〇月—二二年一〇月の増加は二萬七千—六萬で男よりもやや少く、自然増加は五—八萬の減少となり男に比してやや多い。昭和二二年以降は男と同様減少に轉じ第一推計ではその程度は少しづつ少くなるが、各年男よりも七千—一萬多いのに對し、第二推計は著しく多く、しかも減少の度を増し男との差は四—八千程度である。全期間に第一推計は一四萬弱の増加なのに對し、第二推計は三三萬の減少となつており、男に比して増加は少く減少の度は多い。この中引揚による増加が二九萬あるから、自然増加は第一推計は一五萬の減少、第二推計はその四倍六二萬という著しい減少で、男よりも大きい。

老年人口は昭和二一年四—一〇月に男と同様僅かな減少ではあるが、その實數は一萬四千で男の二倍以上である。引揚による増加が一萬六千あるから、自然増加は二萬九千の減少を示すこととなり、男よりやや多い。昭和二一年一〇月—二二年一〇月に第一推計は六千、第二推計は一萬の減少となり男に比し多いが、その自然増加はやはり減少で男とほぼ同様である。昭和二二年以後は増加に轉じ、各年その程度を増し男より一般にやや多い増加を示す。全期間に第一推計は一一萬の増加で男に比してやや多いが、第二推計は五萬で男に比しやや少い。この中引揚による増加が二萬五千あるので自然増加は第一推計が八萬四千で男より多いのに、第二推計は二萬五千となつて男よりやや少い。

以上の増加を期間別にみれば生産年齢人口は昭和二三年までに全期間増加の四割八分―五割を増加しており、他の年齢階級の増減は男と同様、昭和二三年を境として逆になる。かくて幼年人口は、男と同様、第二推計では著しい絶対減少を示しており、第一推計の一四萬弱の増加でも過去の國勢調査間に、この年齢階級が最大の増加を示した昭和五―一〇年の九七萬に比して一割四分にしか當らない。老年人口の増加は、過去の國勢調査間に最大の増加を示した昭和五―一〇年に比して、第一推計は半ばに當り、第二推計は二割三分に當る。自然増加のみをみれば第二推計のそれは大正九―一四年の増加数とほぼ等しい。しかるに、生産年齢人口は男に比して増加は少ないが、やはり昭和二三年までに引揚によつてかなりの増加を示し以後も増加をつづけ全期間には國勢調査間に最大の増加であつた大正一四―昭和五年の一三八萬に比して一・三―一・四倍の多きに達し、自然

第六表 男女年齢三區分別推計人口の増加

増加のみをみればこれとほぼ等しい増加となつてゐる。

以上要するに、男女とも幼年人口は第一推計は微増で第二推計は過去に例をみない絶対減少を示し、しかもその数は著しく多い。老年人口は増加するとはいへ過去の例に比してそれほど著しくはない。しかるに生産年齢人口は男においては復員及び引揚による増加によつて昭和二三年までに著しく増加し、女もまた引揚によつて昭和二三年までかなりの増加を示し、以後の増加も男女とも他の階級に比しすこぶる多いので全期間には過去にその比をみないぼう大な増加を示し、自然増加のみをみても過去の最大の増加に匹敵する増加を示している。近い將來における人口増加は、このような短期間にこのような大規模においておこるものであり、特にそのほとんど大部分が生産年齢人口であり、その増加数は幼年人口の減少を越えてなお著しい増加数を示すことは注目に値する。

(△印は減)

期 間	總 數		男		女	
	數	總數	數	總數	數	總數
昭 三、四、六―二、一〇、一	二、六九	〇―四歲 二五―五歲 六歲以上	二、三二	〇―四歲 二五―五歲 六歲以上	二、三二	〇―四歲 二五―五歲 六歲以上
第一推計						
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	二、〇七		一、九七		〇、一〇	
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―四、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―五、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―五、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
第二推計						
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	一、九九		一、八八		〇、一一	
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	
昭 三、一〇、一―三、一〇、一	三、〇一		二、八八		〇、一三	

昭和二五年までの推計人口の分析

第七表 男女年齢三區分別増加人口中にしめる復員及び引揚による増加

年齢三區分別

昭和三四、一

第一推計 第二推計 第一推計 第二推計

昭和三四、一

第一推計 第二推計 第一推計 第二推計

(△印は減)

合(各増加總數=100.0)

A 總	增加種類別		昭和三四、一		昭和三四、一		昭和三四、一		昭和三四、一	
	增加總數	引揚	第一推計	第二推計	第一推計	第二推計	第一推計	第二推計	第一推計	第二推計
(a) 〇—四歲	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
(b) 五—九歲	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
(c) 十歲以上	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
B 男	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
(a) 〇—四歲	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
(b) 五—九歲	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
(c) 十歲以上	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
C 女	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
(a) 〇—四歲	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
(b) 五—九歲	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
(c) 十歲以上	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300

昭和二五年までの推計人口の分析

昭和五年に四三%であるから、第一推計の三七%とは僅かな差であるが、第二推計の一九%は半ばにも満たない低率となつてゐる。しかるに生産年齢人口は大正一四―昭和五年の八六%が最高であつたから第一推計及び第二推計ともその一・八倍の高率となつてゐて、昭和二年までの短期間にも高率を示し、全期間には基準人口の一割五分を増加することとなり、實數においてのみならず、増加率においても從來經驗しなかつた高率を示してゐる。

(b) 男

男においても生産年齢人口の増加率が他を壓して高い。即ち昭和二年四―一〇月において一〇・三%を示し、幼少年人口の八・五倍の高率であり、昭和二年一〇月―二年一〇月には六九%を示し、前期間の七割に低下するが、なお幼少年人口の一四倍に上る高率である。昭和二二―二四年にはこの二割に低下して増加實數は若干増しているが、増加率はほとんど變化なく、昭和二四―二五年にはやや高まつてゐる。しかし第一推計では昭和二三―二五年には老年人口よりもやや低率となつてゐる。全期間には二二―二三・五%を示して他の年齢階級に比し著しく高率となつてゐる。

幼少年人口は前項(a)總數と率も等しく同様の傾向を示し、昭和二二年までは僅かな増加で以後減少に轉するが、全期間に第一推計は一四%の増加となるのに對し第二推計は(一)二三%となつてゐる。ともに増加の點では各年齢階級の中最も劣つてゐる。老年人口は昭和二二年四―一〇月には二%の減少となつており、昭和二二年一〇月―二三年一〇月には第一推計は減少の度やや減じ、第二推計はややその度を増しているが、昭和二二年以後はともに増加に轉じて、各年増加率が高まつてゐる。第一推計では、昭和二三―二五年には生産年齢人口よりもやや高く、全期間には四一%を示

しているが、第二推計は各年第一推計より低く、全期間には二四%を示して第一推計の六割となつてゐる。しかし高率な生産年齢人口に對しては一割―一割七分に過ぎない。増減の實數において著しい對稱を示した幼少年人口と生産年齢人口の増加率を全期間について過去のそれと比較すると、幼少年人口は過去において最も低率であつた大正九―一四年といえども七三%であるから、第一推計の一四%はその五分の一に過ぎない。老年人口は大正一四―昭和五年において三二%であつたから、第一推計はこれより九%高く第二推計はこれより八%低く、中央數値が同率となつてゐる。しかるに生産年齢人口は昭和二二年までに著しい高率を示すとともに全期間の増加率は大正一四―昭和五年の八八%が最高であつたから、第一推計及び第二推計とも約二・六倍という高率となつており、四年五箇月に基準人口の二割三分を増すという激増で實數と同様に増加率もまた從來にその比を見ないこととなつてゐる。

(c) 女

さらに女についても生産年齢人口の増加率が女總數のそれよりも常に高し。即ち昭和二二年四―一〇月において二〇%を示し、男の生産年齢人口の二割に過ぎないが、幼少年人口の一・七倍に當つてゐる。昭和二二年一〇月―二三年一〇月には二三%で男の三分の一であるが、前期間よりも高率となる。昭和二二―二三年にはこの約半分は低下して一四%となり、昭和二三―二四年には變りなく、昭和二四―二五年には僅かに増加し男との差は極めて僅かである。第一推計では昭和二三―二五年に老年人口よりも低いことは男と同様である。全期間には八三―八九%を示し、男の四割弱に過ぎないが、女總數の二・五―二倍、老年人口の二・六―六倍に當る高率となつてゐる。

幼年人口は男とほとんど等しい増加率を示し傾向も同様で全期間に第一推計は一一%の増加で各年齢階級中最低率であり、第二推計は二六%の減少となつてゐる。全期間に第一推計の増加は男に比し低く、第二推計の減少の度が男に比し大きい。

老年人口は傾向は男と同様であるが、男に比し減少の度はやや多く増加の度はやや少い。そして全期間に第一推計は三四%で男の八割であるが、第二推計は一五%の増加で男の六割強に過ぎない。生産年齢人口よりははるかに低く、男に比しても全期間通じて低くなつてゐる。

増加實數と同様、一般に昭和二三年までは高率であり、以後幼年人口の減少は著しいが、男に比し一般に低率で、生産年齢人口といえども、それほど高くはない。即ち全期間における増加率を過去のそれと比較すると、幼年人口は過去に最も低率であつた大正九一四年の一割四分に過ぎない低率である。老年人口は、第一推計の三四%は過去に最も低率であつた大正九一四年の一〇%よりはるかに高いがこれについて高い大正

一四一昭和五年の五二%よりは低く、第二推計の一五%は大正九一四年の一倍半に當つてゐる。又生産年齢人口は、過去において最高の大正一四一昭和五年の八五%は、第一推計と第二推計の中間にあつてそれ程大きな差はない。

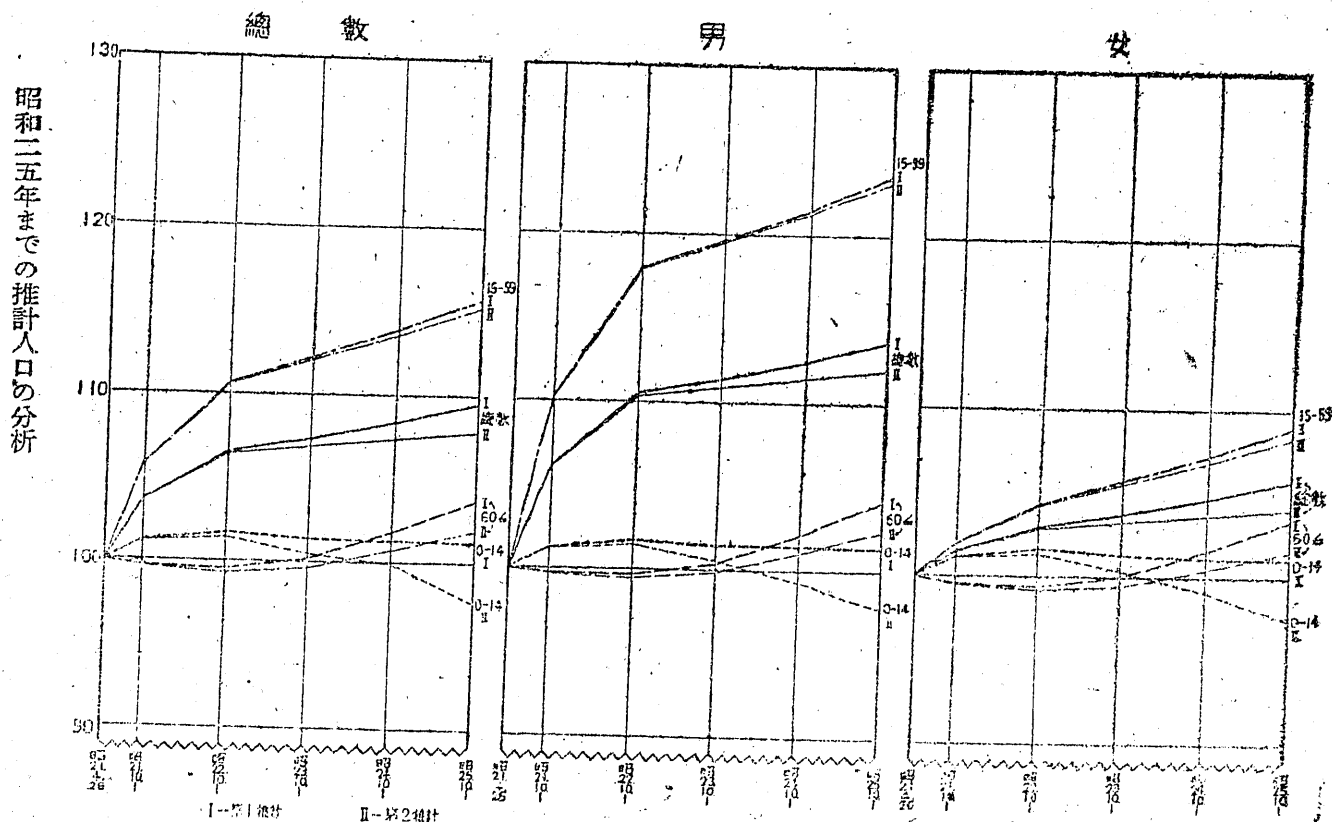
以上要するに、増加實數でみたと同様、率においても幼年人口は男女とも過去に例をみない減少率を示し、老年人口は大體過去の例に近い増加率を示すのに對して、生産年齢人口は昭和二三年までの短期間に男女とも著しい高率を示しその後老年人口よりやや低くなることがあつても、全期間に男の増加率は過去の最高率の二倍半に上つてゐる。即ちこの推計人口における生産年齢人口の増加と幼年人口減少の對比は以上の如き率を比較することによつてその程度を明らかにすることが出来た。

なお以上の増減傾向を一層明らかに示す爲にここに年齢三區分別に基準人口を一〇〇とする指數を第八表とし、又これを圖化して第五圖として掲げておく。

第八表 男女年齢三區分別推計人口の増加指數 (昭三、四二六=100.00)

年次	總數				男				女			
	總數	〇一四歳	一五九歳	六歳以上	總數	〇一四歳	一五九歳	六歳以上	總數	〇一四歳	一五九歳	六歳以上
昭二一、四、二六	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
昭二二、一〇、一	103.6	101.30	105.83	99.7	101.3	110.30	99.7	101.9	101.9	101.7	101.9	99.7
第一推計												
昭二二、一〇、一	106.4	101.6	110.6	99.5	101.5	117.4	99.5	101.9	101.9	104.3	101.9	99.5
昭二三、一〇、一	107.6	101.9	113.0	100.7	101.9	119.6	100.7	101.9	101.9	105.7	101.9	100.7
昭二四、一〇、一	108.7	101.0	113.3	101.3	101.9	119.5	101.3	101.9	101.9	107.3	101.9	101.3
昭二五、一〇、一	102.5	101.3	115.6	103.0	101.9	114.7	103.0	101.9	101.9	108.5	101.9	103.0
第二推計												
昭三二、一〇、一	106.0	101.9	110.9	99.3	101.9	117.0	99.3	101.9	101.9	104.5	101.9	99.3
昭三三、一〇、一	106.9	100.9	113.5	99.3	101.9	119.6	99.3	101.9	101.9	105.7	101.9	99.3
昭三四、一〇、一	107.7	99.3	113.5	100.4	99.3	119.6	100.4	101.9	101.9	105.7	99.3	100.4
昭二五、一〇、一	107.8	99.0	115.8	101.9	99.3	119.6	101.9	101.9	101.9	106.4	101.9	101.9

第3圖 男女年齢3區分別推計人口の増加指數



昭和二五年までの推計人口の分析

(三) 年齢五歳階級別人口の變動

次に、推計人口における男女年齢別構成の變化、増加人口の内容等をさらに詳細に明らかにする爲に、年齢五歳階級別に觀察することとする。まず人口構成の變動についてみることにしよう。(第九表及び第4圖参照)

(a) 總數

推計基準人口における五歳階級別人口を昭和一〇年と比較してみると、第九表(1)、(2)の通りで、既にみた通り、幼年人口が實數において増しているのは、専ら一〇—一四歳の増加によることがわかり、又その比率の減少しているのは、〇—九歳の率の減少により、又生産年齢人口の實數の増加は一五—一九歳の増加及び三五歳以上の各年齢階級の増加の大きい爲で、比率の擴大もまたこれらの年齢階級に負うており、老年人口の實數及び率の増加は六五—六九歳の増加の大きいによつてゐることがわかる。

次に昭和二一年一〇月以降についてみると、各年次とも率を増してしかもそれが著しいのは二五—二九歳で二〇—二四歳がこれについてゐる。これに反して、最も減じてゐるのは〇—四歳で昭和二四年までの各年次とも比率を減少し昭和二五年に若干上つてゐるが全期間には減少となつており、一〇—一四歳も同じ程度づつ率を減じて全期間には減少となつてゐる。五—九歳は昭和二四年までは少しづつ増してゐるが、昭和二四—二五年にやや減じ、全期間には僅かながら減少となつてゐる。これら以外の年齢階級には著しい増減はみられない。

即ち、老年人口は第一推計、第二推計の各階級とも昭和二一年四—一〇月にはやや減するが以後はほとんど増減がない。又幼年人口の減じてゐるのはその各階級とも減じてゐるためであるが、生産年齢人口の増してゐる

るのは特に二〇—二九歳の増大しているためであることがわかる。そしてその程度は増減とも第二推計の方が一層著しい。これら以外の各年齢階級においては第一推計と第二推計はほとんど差がなす。

昭和二五年の人口構成を昭和一〇年と實數及び率について比較すると、大體第一、第二兩推計とも最も増加しているのは一五—一九歳で實數は一八〇萬近い差、率は一%の差を示しており、二〇—二九歳、三五—四四歳の各階級がこれについている。これに反し實數の減少しているのは〇—四歳と八〇歳以上のみであるが、前者は第一推計が四四萬、第二推計はその三倍に上る一三三萬の大きな差を示している。率の減少の最もはなはだしきのも〇—四歳で第一推計が二・四%、第二推計は實に三%を減じており、これについて五—一四歳、五五—五九歳は實數は増加しているが、比率は減少している。

昭和二五年において第一推計は第二推計よりも各年齢階級とも實數の多いのは推計の假定によつて當然であるが出生率の高低による差は〇—四歳において實數が八九萬、率が〇・六%の差となつて現われており、その他では五—九歳、一五—二四歳が第一推計の方の實數が各三萬餘多いのに、率は第二推計の方がやや多く。

以上によつて、全期間における二〇—二九歳の比率の擴大が最も著しく一五—一九歳の率が昭和一〇年に比し著しく増大すること、〇—九歳の率の減少、特に〇—四歳が昭和一〇年に比して實數、率ともに著しく減ずることが知られる。

(b) 男

基準人口の男總數を昭和一〇年と比較すると實數は僅かに一萬五千の差をしか示さないが、これを五歳階級別に比較すると、幼少年人口及び老年

人口の實數と率の増減は前項(a)總數でみた通りの各年齢階級の増減の爲であるが、生産年齢人口が實數も率も少いのは、二〇—三四歳の各階級が實數、率ともに著しく少い爲であることがわかる。

次に昭和二一年一〇月以降の傾向も前項(a)總數でみたと同様であつて、幼少年人口の率の減少は、主として〇—四歳の率の減少により、生産年齢人口の率が増しており特に第二推計の方が大であるのは、二〇—二九歳の率の増大によるものであることがわかる。

昭和二五年の人口構成を昭和一〇年と比較すると第一推計と第二推計とも實數、率の増減は概ね總數におけると同様の年齢階級にみられ、又昭和二五年における第一推計と第二推計との差は特に〇—四歳において實數、率ともに著しく、率では一〇—三四歳の各階級は第二推計の方がやや多くなつてゐる。

以上によつて全期間における二〇—二九歳の比率の擴大が著しく、昭和一〇年と比較するときは一五—一九歳の比率の増大も著しく、これに反し〇—九歳の率はなはだしく低下していることを知り得る。

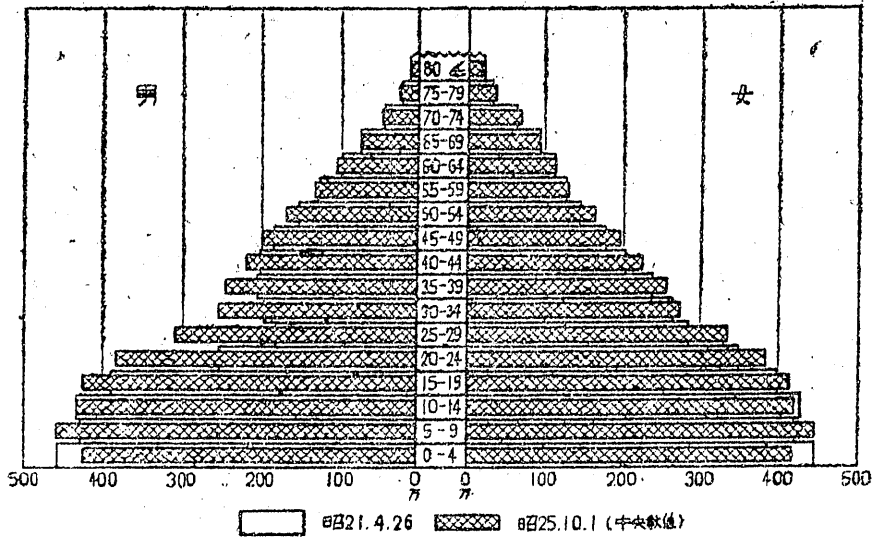
(c) 女

基準人口の女總數は昭和一〇年に比較して三六一萬多く、男とは比較にならぬ大きな差を示しているが、これを五歳階級別にみると幼少年人口及び老年人口の實數と率の増減は男と同様の各年齢階級の増減によるのであるが、生産年齢人口が實數、率ともに増加しているのは男と異なり二五—二四歳、三〇—四四歳の各階級の實數及び比率の増大によつてゐることがわかる。

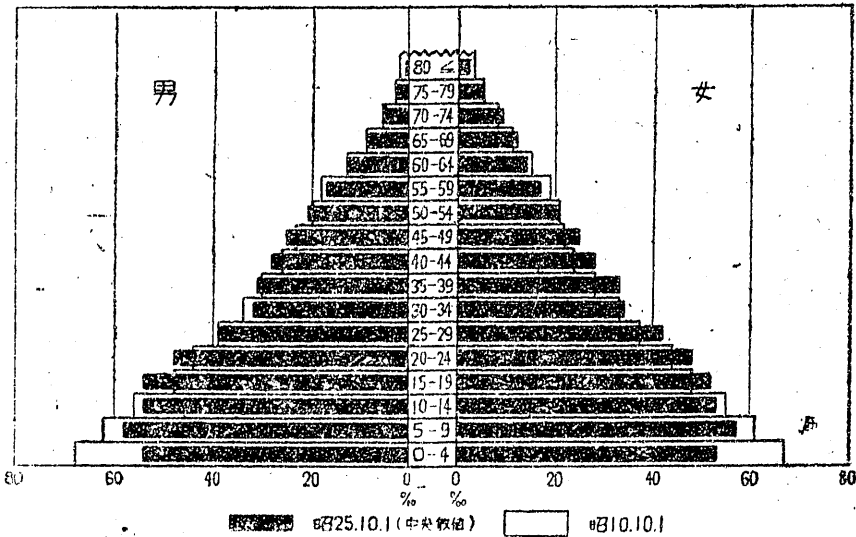
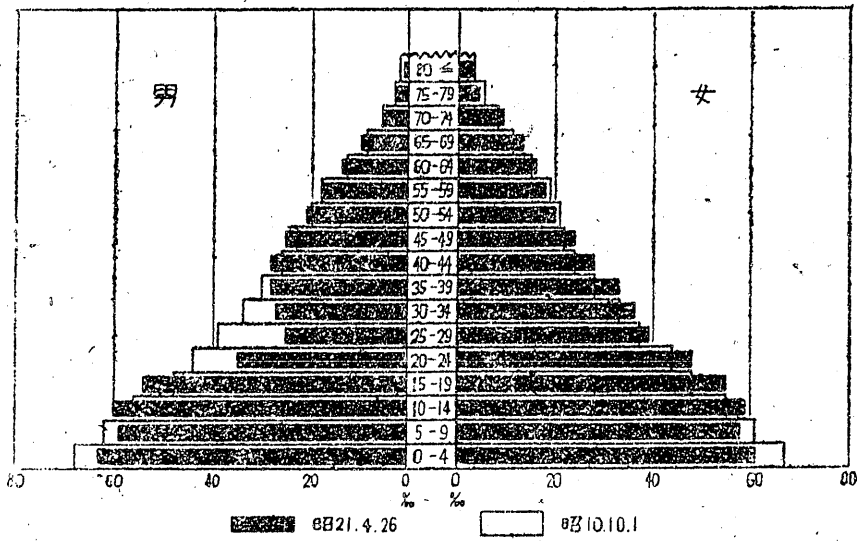
次に昭和二一年一〇月以降についてみると率の變動が認められるのは二

第4圖 男女年齢5歳階級別推計人口の構成

實数比較



率比較



昭和二五年までの推計人口の分析

九歳以下でその他の階級特に五〇歳以上にはほとんど變動はみられない。増加しているのは二五—二九歳のみであり男に比してその差は僅少であるが昭和二三年以後各年上昇している。この外には減少している階級の方が多し。中でも〇—四歳は男と同様の傾向で第二推計は全期間にかなりの減少となつてゐる。又一〇—一四歳も第一推計は昭和二四年まで減少し第二推計は各年減少しており、一五—一九歳及び五—九歳も全期間には減少となつてゐる。即ち、全期間における幼年人口率の減少は男と同様各階級とも率の減少が著しい爲であり、生産年齢人口率がやや増しているのは二五—二九歳の率の上昇がやや著しい爲であることがわかる。昭和二五年の人口構成を昭和一〇年と比較すると、やはり各階級とも總數でみたと同様の差異を示しており、昭和二五年における第一推計と第二推計との差は一般に男に比して大きい。〇—四歳の差はやはり著しく實數は四三萬で男よりやや小さいが、率は男と同じである。五—九歳、一五—二四歳の率は第二推計の方がやや多くなつてゐる。このように全期間において二五—二九歳の率が高まつており、一般に第二推計の方が一五—四九歳の各階級が昭和一〇年に比して高まつてゐる外は男のような著しい増加はなく、一般に比率の變動が少い。ただ幼年人口の中〇—四歳の實數の減少と率の低下は著しく特に第二推計においてはなほだし。

以上、五歳階級別人口構成をみると、男について全期間における生産年齢人口の中で特に二〇—二九歳の比率の擴大が著しいが、これは復員による増加を含んでゐる爲であることいふまでもない。女には男のような著しい増加はないが二五—二九歳の比率が高まつてゐるのが注目される。又一五—一九歳の比率が昭和一〇年に比して著しく増大しているのは過去における出生數の大であつた現われとみられる。これに反し幼年人口の中で

男女とも〇—九歳が實數、率ともに減少の著しいのは推計の假定による出生率の低下と戦時中の出生數の減少によるものといふことが出来るが、特に〇—四歳は絶対減少で實數、率ともに昭和一〇年より著しく減じてゐることは注目に値する。

(2) 年齢五歳階級別人口の増加實數

推計人口における五歳階級別人口構成及びその構成比率の變動は以上の通りであるが、次に各年次増加の内容の觀察に進んで、まず増加實數の比較を試みよう(第一〇表(1)及び第5圖参照)。

(a) 總數

生産年齢人口は三〇—三四歳及び五五—五九歳に例外ある外は各年齢階級とも各年次増加を示している。

昭和二二年四月一〇月における増加總數の約九割をしめる生産年齢人口の増加の中八割五分は二〇—三九歳の増加で、二〇—二九歳に達しているが、その中最も増加しているのは二〇—二四歳で七〇萬の差を示している。これはもち論復員による増加がこれらの年齢階級に集中し、各年齢階級の増加の中六割から七割をしめ、その上に引揚による増加も二—三割ある爲で、この兩者を除いた自然増加は二〇—二四歳が一五萬の増加を示している外は僅かでは減少を示している階級もある。昭和二二年一月—二二年一月にも二〇—二九歳合して一〇〇萬という著しい増加を示し、その後も一〇—二〇萬程度の増加を示し全期間に二〇—二四歳は一六三—一六六萬、二五—二九歳は約一八〇萬の増加となつてゐる。この中復員及び引揚による増加がそれぞれ八七萬、一〇五萬に達し、しかも自然増加が七〇—八〇萬に達している。昭和二二年以降は一五—二九歳、三五—五九歳の各年齢階級は何れも毎年増加をつづけているが、この中では一五—二九歳及び

三五―三九歳が他に比して増加数が多い。これらは何れも全増加の半ば以上が復員及び引揚による増加である。三〇―三四歳のみは、自然増加が第一推計では僅かな増加で、第二推計では減少となつて他と異つてゐる。

幼少年人口の中五―九歳は昭和二二年四月―一〇月において二〇萬の増加を示し、自然増加は八萬となり、昭和二二年一〇月以降も昭和二四年まで毎年増加し、昭和二四―二五年に減少してゐる。しかし、全期間には五五―五九萬の増加となつて自然増加が約四〇萬に達する。しかるに〇―四歳は昭和二二年四月―一〇月には引揚が一六萬あるにかかわらず、自然増加が一五萬の減少を示して増加總數は約八千に過ぎず、昭和二二年一〇月以降においては、第一推計は昭和二四年まで毎年一五萬前後の減少をつづけ、昭和二四―二五年に二八萬を増加するのに對し、第二推計は毎年減少をつづけ、昭和二三―二四年には最大四三萬の減少を示し、第一推計よりも減少の度が著しい。全期間の自然増加は第一推計が四二萬、第二推計はその三倍一三一萬という著しい減少となつてゐる。一〇―一四歳は昭和二二年まで増加し、以後毎年減少して全期間には減少となつてゐる。

老年人口の中では第二推計の六五―六九歳及び八〇歳以上はほとんど各年減少しているが、この他は増加の方が多く、第一推計の七〇―七四歳は毎年増加を示してゐる。しかし、昭和二二年四月―一〇月は七〇―七四歳をのぞき、又昭和二二年一〇月―二二年一〇月は七〇―七九歳をのぞいた各階級とも、引揚による増加数以上に自然増加が減少を示してゐる。全期間についても六五―六九歳と八〇歳以上のみは自然増加が減少となつてゐる。

従つて以上のような増加を年次別にみれば老年人口を除く各年齢階級において全期間増加の中概ね六割以上は昭和二二年四月―二二年一〇月に起るものである。ただ〇―四歳は全期間の減少の中第一推計は八割強が又第

二推計は逆に二割がこの期間に減少することとなつてゐる。

又全期間における増加数は各年齢階級とも第一推計の方が第二推計よりも多いのは推計の假定により當然であるが、その差は各階級とも一―三萬程度でただ〇―四歳のみ八九萬の多きに達してゐる。

要するに復員及び引揚による増加によつて生産年齢人口の中でも二〇―二九歳の増加が壓倒的に多く、しかもそれがほとんど昭和二二年までに増加してゐる。今過去の國勢調査年次間の増加實數と比較すると、五年間に増加の最も多かつたのは昭和五―一〇年における一〇―一四歳の八八萬であるから、第一推計において最も多い増加である二五―二九歳の一八〇萬はその二倍以上に上り、從來にみなかつた増加數といふことが出来る。これに反し幼少年人口の著しい減少は五―九歳が増加してゐるにかかわらず他の二階級特に〇―四歳の絶對減少を示してゐる爲である。即ち、過去においては大正九―一四年における六〇―六四歳の九萬が最も著しい減少であるから、第二推計における〇―四歳の一〇五萬の減少はその一〇倍という著しい減少である。しかし各年齢階級毎に横に比較すると推計人口の一五―一九歳の増加數のみは大正九―昭和五年の増加數にほぼ等しいといふことが出来る。

(b) 男

男においても生産年齢人口の中で一五―三九歳の増加が特に著しい。その中でも二〇―三九歳は昭和二二年四月―一〇月において一七二萬を増加し、生産年齢人口増加の九割近くをしめてゐる。これはもち論復員がこの年齢階級に集中し、各年齢階級の増加總數中七―八割に當り、この他に、引揚による増加が、一―二割六分ある爲で、自然増加は二〇―二四歳が二三萬を増す外はすべて減少を示してゐる。昭和二二年一〇月―二二年一〇月

においても、二〇—三四歳の各階級は復員による増加が六—七割あつて、増加人口は他に比して多く、三階級合して一〇三萬に上つてゐる。この期間の自然増加は前期間同様二〇—二四歳が各年齢階級の中最も著しく一三萬に達してゐる。昭和二二年以降も一五—二九歳及び三五—五四歳の各階級は毎年次増加をつづけているが、中でも一五—二九歳及び三五—三九歳が他に比して増加が大である。三〇—三四歳のみは昭和二二—二四年に減少してゐる。全期間においても二〇—二四歳の一三〇萬の増加が最も多く、二五—二九歳の一二九萬がこれについて他を壓倒してゐる。これらの増加の中復員及び引揚による増加が七五萬、九四萬で自然増加がそれぞれ約五五萬、三五萬に達する。一五—三九歳の各階級は復員及び引揚による増加がそれぞれの増加の半ば以上をしめてゐる。三〇—三四歳のみは自然増加が一萬三千七千の減少を示して他と異つてゐる。

幼少年人口は各年齢階級とも總數と同様の傾向を示し、五—九歳のみ増加じて全期間に約三〇萬の増加で、自然増加がこの中約二〇萬となつてゐるのに對し、〇—四歳は減少をつづけ全期間に第一推計は八萬、第二推計はその六倍以上五四萬の減少となつてゐる。引揚による増加が一三萬あるから、自然増加は第一推計二一萬、第二推計はその三倍六七萬の減少となつてゐる。一〇—一四歳は全期間に自然増加が一—二萬の減少を示してゐる。

老年人口は總數でみたと同様の例外をのぞき各階級とも増加してゐる年次の方が多い。しかし昭和二二年四月—二二年一〇月及び全期間において總數と同様の各年齢階級は引揚による増加以上に自然増加が減少を示してゐる。全期間の増加を年次別にみると、一五—三九歳においては昭和二二年四月—二二年一〇月における増加が、全期間のその六割以上をしめて

ゐる。これに反し〇—四歳における減少は前項(a)總數でみたと同様の傾向がみられる。

全期間における第一推計の増加と第二推計のそれとの差は少きは二千から多くも一萬五千程度で、ただ〇—四歳のみ四六萬という多數に上つてゐる。要するに復員及び引揚による増加によつて生産年齢人口においては特に二〇—二九歳の増加が壓倒的に多く、又ほとんど各年齢階級とも自然増加が少くない。今全期間の増加を過去の國勢調査間の増加數と比較すると、五年間に増加の最も多かつたのは昭和五—一〇年の一〇—一四歳の四四萬であつたから推計人口における最も多い増加即ち第一推計の二〇—二四歳の一三〇萬はその三倍の多きに上つてゐる。反對に幼少年人口の著しい減少は、五—九歳以外の二階級、特に〇—四歳が著しい絶對減少を示してゐるためであり、特に第二推計にそれが著しい。即ちその全期間の五四萬という減少は過去において最も減少のはなはだかつた大正九—一四年の六〇—六四歳の四萬九千の一一倍という著しい減少で、何れも從來經驗しなかつたものといえよう。

(c) 女

女の増加は各年齢階級間に男において見るような著しい差異は認められなす。

生産年齢人口は三〇—三四歳及び五五—五九歳が例外を示す外は各階級とも各年次増加をつづけ全期間には何れも増加を示してゐる。中でも一五—三九歳の増加が著しいのは昭和二二年四月—一〇月で三六一萬を示しこの間の生産年齢人口増加の八割四分に當つてゐる。二〇—二九歳の各階級は各期間とも増加數が多く、二〇—二四歳は昭和二二年四月—一〇月に九萬八千の増加を示し、二五—二九歳は昭和二二年一〇月—二二年一〇月に一

萬の増加を示し、何れもその期間において最も多い増加となつてゐる。これらの期間には引揚による増加がかなりあるが、自然増加も少くない。全期間には二五—二九歳が約五〇萬の増加で各年齢階級の中最も著しく、二〇—二四歳が約三五萬の増加でこれに次いでおり、この兩者で生産年齢人口増加の四割をしめてゐる。又、全期間における引揚による増加を除く自然増加も二五—二九歳が三七—三九萬で最も多く二〇—二四歳が二二—二四萬でこれに次いでゐる。これらにつづいて男と同様一五—一九歳及び三五—五四歳の各階級も全期間における増加が著しい。引揚による増加がかなりの割合をしめてゐる上に自然増加も少くないのである。

幼年人口は各階級とも男と同様の傾向で、五—九歳は全期間には二六—二八萬の増加で、自然増加も一七—一九萬となつてゐるのに反して〇—四歳は自然増加の減少が最も著しく全期間には第一推計二〇萬、第二推計はその三倍六四萬という著しい減少を示してゐる。一〇—一四歳は昭和二年までの自然増加を考えれば各年減少をつづけており、全期間に自然増加が一四—一六萬の減少となつてゐる。

老年人口は男と同様の例外をのぞき各階級とも増加してゐる方が多いが、七〇—七四歳のみは毎年増加をつづけてゐる。昭和二年四月—二年一〇月においては男と同様の年齢階級をのぞき、又全期間には七〇—七九歳、第一推計の六〇—六四歳をのぞいて自然増加は減少である。

以上女の増加は一般に男に比して少いが、老年階級は女の方が多く、〇—四歳の減少の度は女の方が少い。又これらを年次別にみると、一五—二四歳、三〇—三九歳及び四五—四九歳の各階級は何れも昭和二年四月—二年一〇月の増加が全期間のその半ば以上をしめる。〇—四歳については男と同様の傾向がみられる。

昭和二五年までの推計人口の分析

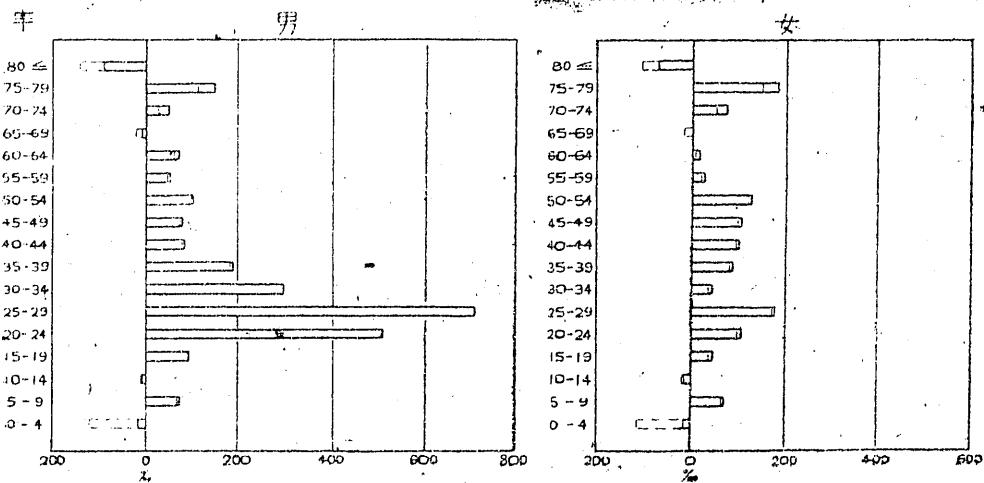
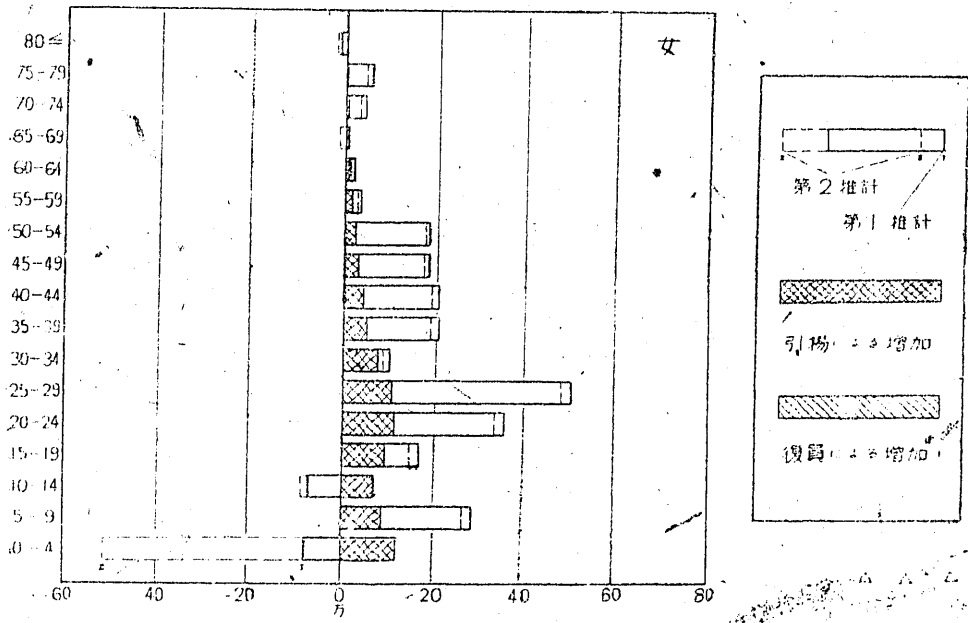
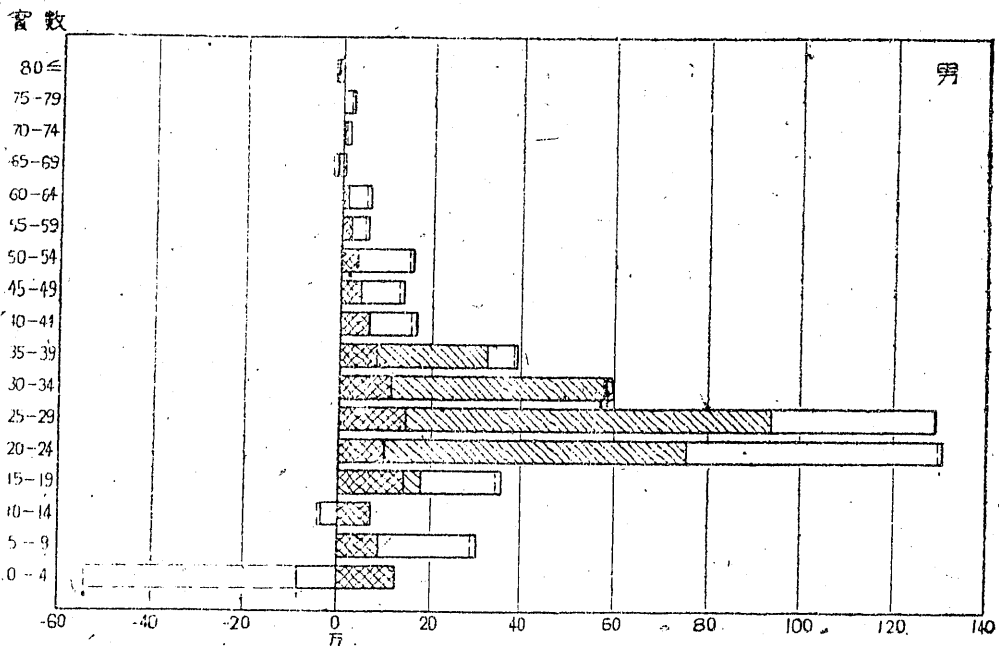
全期間について第一推計と第二推計との差は〇—四歳のみは、他と比較にならぬ程多いことは男と同様であるが、その他の年齢における差は男に比し一般にやや多い程度である。〇—四歳のみは男よりも少く四三萬に達してゐる。

女の増加は男に比して一般に少く、各階級間に男程の差は認められないが、やはり生産年齢人口の中で二〇—二九歳の増加がやや著しい。即ち、全期間に最も増加の多い二五—二九歳の約五〇萬を戦前と比較すると増加の最も多かつたのは男と同様昭和五—一〇年の一〇—一四歳で四四萬の増加であるから、それ程かけ離れた差を示してゐない。しかし幼年人口の著しい減少は男と同様〇—四歳の絶対減少の爲で第二推計における〇—四歳の五一萬の減少は過去に減少の最もはなはだかつた大正九—一四年の六〇—六四歳の三萬八千に比し二三倍という著しい減少である。

以上要するに男女とも昭和二年までの増加が著しく全期間において生産年齢人口は男女とも二〇—二九歳の増加が著しい。もち論男においては復員による増加がこの階級に集中する爲であるが、復員及び引揚を除く自然増加が男女とも一五—二九歳の各階級においては少くない爲に上のように従來にその比をみない激増を示してゐるのである。これと全く對しよ的に幼年人口は第一推計では僅かながら増加してゐても、〇—四歳は第一、第二推計とも又男女とも絶対減少を示してゐる。これは推計の假定である出生率の低下によるこというまでもなく、その爲、第二推計の方が特に著しいのである。一〇—一四歳も減少してゐるので、五—九歳が多少増加してゐても、幼年人口としては微増又は減少となつてゐる。老年人口は僅かな増加を示すのみで過去の増加と大した差はなく、特に問題はない。即ち近い將來における生産年齢人口の激増は一五—三九歳の各階級におい

														C													
男														女													
合	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	拾	壹	貳	合	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	拾	壹	貳
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
以	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充	以	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充	齒	充
上	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
△	△		△	△										△	△		△										
壹	八	九	二	四	一	七	三	二	三	五	三	六	五	壹	三	五	三	三	六	三	五	〇	七	一	三	八	
△				△										△			△	△									
五	五	〇	二	四	九	六	六	四	三	四	六	六	二	壹	七	〇	三	〇	三	五	三	〇	六	九	一	六	
△										△		△	△	△		△		△							△		
八	四	九	〇	〇	一	五	六	三	三	七	七	一	七	〇	六	四	八	六	一	三	八	三	七	八	六		
					△					△			△												△		
九	五	二	一	九	一	四	三	三	三	五	五	六	三	四	五	七	二	七	七	四	七	三	七	九	四		
		△											△												△		
五	七	三	二	六	七	七	三	七	七	三	六	九	七	六	六	〇	二	三	四	六	二	四	四	四	六		
△		△											△	△		△		△									
充	一	三	一	七	七	一	四	〇	七	四	一	四	六	充	五	〇	一	充	〇	三	六	八	一	九	五	七	
△			△										△	△		△	△								△		
五	三	八	〇	五	八	六	六	四	三	三	六	五	一	充	六	八	四	一	三	五	三	〇	六	九	一		
△			△	△	△							△	△	△	△	△		△						△			
六	五	四	三	二	〇	五	六	〇	〇	八	六	〇	八	三	元	一	二	四	二	三	七	三	六	九	六		
					△					△			△	△		△								△			
二	五	五	三	六	三	三	二	〇	〇	七	三	四	一	三	五	〇	二	四	五	三	六	〇	七	九	四		
													△	△		△									△		
〇	五	三	八	三	四	六	二	五	四	三	四	六	五	四	五	二	三	八	三	四	〇	三	二	四	六		
△		△										△	△	△		△		△									
一	〇	四	六	六	三	三	九	四	八	〇	七	七	〇	一	四	二	三	五	三	天	〇	九	七	七	八	五	
△													△	△											△		

第5圖 男女年齢5歳階級別推計人口の増加



(3) 年齢五歳階級別人口の増加率

推計人口における各年次間の増加数を五歳階級別にみれば以上の通りであるが、これをさらに増加率によつてその程度を明らかにしてみよう(第一〇表(2)及び第5圖参照)。

(a) 總數

生産年齢人口の中、増加實數においてぼう大な増加を示した二五—二九歳が昭和二二年四—一〇月には二三九%、昭和二二年一〇月—二二年一〇月には九四—九五%、全期間には三八〇—三八五%を示して何れも最高であり、二〇—二四歳が昭和二二年四—一〇月に一一六%、昭和二二年一〇月—二二年一〇月には七六%、全期間に二七一—二七六%を示してこれに ついでいる。二〇—二九歳は昭和二二年以後毎年程度を減じつつも他の階級に比しては高率である。これらより下つて三〇—三九歳、四〇—四四歳及び五〇—五四歳が高率に屬し、全期間には五五—五九歳の三二—三八%が最低となつてゐる。

幼年人口の中五—九歳は昭和二二年四—一〇月には二三%で他の二階級に比し高く、以後も昭和二四年まで他より高い増加率を示し、昭和二四—二五年には(一)三二%と高い減少率を示すが全期間に六五—六九%の増加率となつてゐる。しかるに〇—四歳は昭和二二年四—一〇月には僅か一%に過ぎず、その後第一推計は昭和二四年まで毎年一六%前後の減少を示し、昭和二四—二五年には三三%とかなり高い増加率を示しているのに對し第二推計は毎年第一推計よりも減少率高く、昭和二三—二四年には(一)五〇%の多きを示している。その結果、全期間には第一推計が一八%の減少なのに對し第二推計はその六倍の一六%という著しい減少率を示してゐる。

老年人口中七五—七九歳は昭和二二年四—一〇月には一九%の減少であるが、以後増加に轉じ昭和二二—二五年に全年階級の中最も高率を示し全期間に第一推計は一七一%、第二推計は一三五%の増加となつてゐる。八〇歳以上は全期間に第一推計七六%、第二推計一一七%の減少を示してゐる。

全期間の増加率は實數と同様第一推計の方がやや高いが、一般にはその差は三—六%に過ぎない。しかし〇—四歳のみは九八%の差を示し、老年人口は年齢の高まるに従いその差が大となつてゐる。要するに増減の實數における程度は率においても現われ、生産年齢人口の中でも二〇—二九歳の増加率は著しく、基準人口の二割七分から三割八分を増すこととなつてゐる。今、全期間の増加率を過去の國勢調査間におけるそれと比較すると明らかになる。即ち、五箇年毎の増加率としては大正一四—昭和五年において八〇歳以上が一五九%で最も高く、五〇—五四歳の一五五%がこれについて高率となつてゐるから、推計人口においては三〇—三四歳の増加率が全體これに近いもので、二〇—二九歳の増加率の如きは過去にその比を見ない高率ということが出来る。これに反し幼年人口の中でも〇—四歳の著しい減少率や、八〇歳以上のそれを過去において最も著しかった大正九—一四年の六〇—六四歳の(一)五三%と比較すればその二倍以上の減少でこれ又過去に経験がないといわねばならぬ。

(b) 男

生産年齢人口の増加率は一般に高率であるが、特に二五—二九歳は昭和二二年四—一〇月には三〇八%の高率で女の二〇倍に上り、昭和二二年一〇月—二二年一〇月には一六六%、二〇—二四歳は昭和二二年四—一〇月には二三六%で女の八倍に上り、昭和二二年一〇月—二二年一〇月には一

三〇—一三二%でこの兩階級は他を壓して高い。昭和二三年以後も程度は減少するが他より高い増加率を示し全期間に前者は七二〇—七一七%で最高率であり、後者は五一〇—五一三%でこれについている。その他では三〇—四四歳及び五〇—五四歳の各階級が毎年やや高率を示している。全期間には五五—五九歳の四三—四九%が最低である。

幼少年人口の中〇—四歳は各期間とも總數でみたと同程度の率を示し全期間に第二推計は第一推計の六倍以上の一八%の減少となつてゐる。五—九歳も總數と同様の増減を示して全期間には結局六七—七一%の増加となつてゐる。

老年人口の中七五—七九歳のみは毎年増加をつづけ、しかもはなはだ高い増加率を示し全期間に一一四—一五一%の高率となつてゐる。全期間には六五—六九歳が一〇—二三%、八〇歳以上が八九—一四一%の減少を示してゐる。

全期間の率において第一推計と第二推計の差は一般に總數と同じ傾向を示してゐる。要するに生産年齢人口の中でも二〇—二九歳の増加率が壓倒的に高く、全期間に基準人口の五割から七割を増すと云ふ激増振りである。今全期間における増加率を過去の國勢調査と比較すると、昭和五—一〇年の五五—五九歳の一五六%が最も高率であるから、推計人口の第一推計七五—七九歳の増加率がほぼこれと等しい。推計人口の二〇—三九歳の各年齢階級の増加率は全く従來經驗しなかつた高率である。各年齢階級中第一、第二推計を通じ一五—一九歳の増加率が、大正九—昭和五年の率にほぼ等しいとみられる。反對に幼少年人口の中でも〇—四歳が特に第二推計において著しい減少率を示して過去において最も著しい減少率を示した大正九—一四年の六〇—六四歳の八一—六一%をはるかに越えている。第

一推計の八〇歳以上もまた同様である。

(c) 女

生産年齢人口は一般には男に比してやや低率であり、男のように二〇—三九歳の異常な高率は見られないが、他の年齢階級に比し一般に増加率が高いことは男と同様である。中でも二五—二九歳は昭和二二年四月—一〇月に、三五—三九歳とともに三一%を示して最高であり、昭和二二年一〇月—二二年一〇月にはこれよりも高く三六%を示して四五—四九歳とともに最も高く、以後も各年高率を示して全期間に二七〇—一七七%で各年齢階級の中最高率となつてゐる。二〇—二四歳は昭和二二年四月—二二年一〇月に各期間二八—二九%を示し全期間に九七—一〇四%となつてゐる。四—九歳は昭和二二年四月—二二年一〇月に各期間二八—二九%を示し全期間に九七—一〇四%となつてゐる。四—九歳の例外を除いては男より低率である。

幼少年人口は男とほとんど變りがなく五—九歳は男と同様な傾向をたどつて、結局全期間には六三—六八%の増加率となつてゐる。〇—四歳も男と同様で全期間に第一推計は八一—一七%なのに對し第二推計はその七倍に近い一一一—一四%の減少となつてゐる。

老年人口は七〇—七四歳のみ毎年増加をつづけているが、七五—七九歳は總數におけると同様の傾向をたどつて全期間には男よりもはるかに高率で第一推計一八三%、第二推計一四九%という著しく高い増加率となつてゐる。八〇歳以上は男と異なり昭和二三年までは著しい減少であるが、以後増加に轉ずる。しかし全期間には六五—六九歳とともに減少で六九—一〇四%の減少で男よりもその度が少い。その他はすべて全期間においては一般に男に比してやや高率な増加を示し、特に七五—七九歳において著し

全期間の増加率において第一推計と第二推計との差は男と同様〇―四歳及び老年人口の各階級において大となつてゐる。要するに増加率においても男に比し一般に低く各階級間に著しい差は認められないが、二五―二九歳の増加率と七五―七九歳の増加率は他の階級に比し高く、全期間に基準人口の概ね二割近く増加することとなつてゐる。しかしこれを過去の國勢調査と比較すると、大正一四―昭和五年において、八〇歳以上が一六七%で、最高率を示し、五〇―五四歳が一五七%でこれについて高かつたから、推計人口の第一推計における最高率七五―七九歳の一八三%、これにつぐ二五―二九歳の増加率は過去のそれよりも高率とはいへ、男の二〇―二九歳における程著しい差を示してゐない。各年齢階級中二〇―二四歳のみはほぼ過去と同程度の増加率を示してゐるとみられる。しかるに減少の方、男と同様〇―四歳及び八〇歳以上において最も著しい。即ち、大正九―一四年における六〇―六四歳の(一)四五%が最も著しいものであつたから、第二推計の〇―四歳の(一)二四%、八〇歳以上の(一)一〇四%等は過去において経験しなかつた著しい減少といわねばならぬ。

以上要するに男女とも昭和二二年までの増加率は高く、全期間については生産年齢人口の中でも二〇―二九歳の増加率が高い。特に男においては五年間に五割から七割を増加する激増振りである。男女とも七五―七九歳の高率なことも目につく。しかるにこれと全く反対に〇―四歳の減少率は男女とも同様で全期間において第二推計は第一推計の六―七倍の高率となつて過去に例をみない著しい減少を示してゐる。八〇歳以上も率として相當著しい減少である。以上によつて實數において問題とした生産年齢人口中でも一五―三九歳の激増と〇―四歳の減少の程度は率によつて相互に

比較し、又過去との對比によつてその程度を明らかにすることが出來た。

(四) 摘 要

以上推計將來人口について男女年齢五歳階級別に詳細に分析して得た結果の中主要な事項を摘記すれば次の通りである。

(1) 昭和二五年における推計人口は最大七、九八二萬、最小七、八五七萬であるが、その性比は女一〇〇に付男九八で基準人口の女一〇〇に付男九一からみれば大分男人口を増加しているが、なお戦前の男人口超過にはならない。

(a) 推計人口を年齢別にみると、老年人口の比率は基準人口において昭和一〇年と同程度で以後もほとんど變動がないが、幼少年人口の比率は基準人口において既に昭和一〇年より少いの昭和二五年においてさらに縮少し、第二推計では實數さえも少くなる。これに對して生産年齢人口の率は基準人口において昭和一〇年に比して男はやや少く女は多いが、昭和二五年までに女は僅かに増大し、男は著しく増大する。以上の傾向は第二推計において特に著しい。

(b) 生産年齢人口の中でも二〇―二九歳は比率の擴大が著しい。特に男について基準人口においては戦病傷死による減耗と海外からの復員引揚の了らない爲に著しく少いがその後の比率の擴大は特に著しい。一五―一九歳も昭和一〇年に比し著しく比率を擴大している。

(c) 幼少年人口の中では男女とも〇―四歳は基準人口において既に昭和一〇年に比して實數、率ともに少いが、昭和二五年までにさらに著しく縮少ししてゐる。その程度は特に第二推計において極めて著しい。

(2) 總人口は基準時から四年五箇月間に最大六九五萬、最小五六九萬を増して戦前の各國勢調査間においても例をみないぼう大な増加となつてい

る。この中、復員及び引揚による増加が四二〇萬あつて、六割乃至七割をしめており、自然増加は第一推計二七五萬、第二推計一四九萬で、過去の國勢調査年次間自然増加のそれぞれ六―七割、三―四割に過ぎない。

(a) 増加總數の七割は男の増加で最大四七四萬、最小四一五萬に達し、女の増加は男の半分或はそれ以下に過ぎない。男の増加の中七割から八割は復員及び引揚による増加、女の増加の中四割から六割は引揚による増加である。

(b) 増加を年齢別にみれば、昭和二二年を境として老年人口は漸増に轉するのに對し、幼少年人口は減少に轉じて、しかもその度を強め、殊に第二推計では絶對減少となる。しかるに生産年齢人口は昭和二二年までに激増して全期間の増加の七割をしめ、以後も年々六〇―七〇萬の増加をつづけて全期間に六二〇―六四〇萬に達する。

(c) この生産年齢人口の増加數は男女とも第一推計は増加總數の九割をしめ、第二推計では幼少年人口の減少が著しいので増加總數よりも多くなつてゐる。又、生産年齢人口増加の中七割は男の増加で、女の増加は男の半分に過ぎない。さらに男増加の七割七分は復員及び引揚により女増加の五割は引揚によつて増加する。

(d) 生産年齢人口の中では男女とも一五―三九歳の増加が多く、特に男の二〇―二九歳は全期間に約二六〇萬、増加總數の六割強をしめる激増となつてゐる。いうまでもなく、復員及び引揚による増加の著しい爲で、従つてこの中約半分は昭和二二年一〇月までの増加となつてゐる。

(e) 右と全く對しよ的に幼少年人口の中でも〇―四歳は男女とも絶對減少であつて、その程度は第二推計において極めて著しい。いうまでもなく、推計の假定である出生率低下と、その相違とによるものである。

(f) 増加率をみても、老年人口はほぼ過去の例に近い率であるが、幼少年人口と生産年齢人口との對稱は著しく、生産年齢人口は男が全期間に二割三分を、女が一割弱を増加するのに對し、幼少年人口は第一推計では僅かに一割餘りの微増で、第二推計では二・六%の減少となつてゐる。

(g) 生産年齢人口の中でも二〇―二九歳が高率で、特に男においては全期間に五割乃至七割を増し、從來全くその比をみない激増である。これに反し幼少年人口の中〇―四歳の減少率は男女とも著しく、特に第二推計は第一推計の六―七倍で、すべて全期間に一割以上の減少を示してゐる。その他に八〇歳以上の減少も率としては著しい。

このように昭和二五年における總人口は約八千萬となるが、この場合推計の地域における人口密度は一方軒に付最大二一七、最小二一三となる。この限られた國土に、このようにぼう大な人口の集積をみる。しかも四年五箇月間の増加人口の大部分は生産年齢人口である。これを如何なる産業によつて如何に收容し、扶養すべきか、さらに地域的に如何に配置すべきか。過去の人口動態の集積としてのこの將來人口の動きは近い將來における人口問題として我々に極めて重要な課題を與えるものである。

四、將來人口の再生産率

次に、この推計において假定した出生率と死亡率とによつて將來人口の再生産率を算定し、人口再生産の見地から、ここに假定した出生率と死亡率とが増殖力の變動上もつ意義を明らかにしようと思ふ。

(一) 總再生産率

上掲の經濟安定本部統計研究會人口分科會「將來人口の推計に關する

報告」二七頁には昭和二十二年、二十三年及び二十五年について女子の年齢別特殊出生率を掲げている。同様の方法によつて昭和二十三年及び二十四年の女子の年齢別特殊出生率(f_x)をも算定し、これによつて總再生産率を算定すると第一一表の如くである。なお参考として算定した大正一四、昭和五、一二年の数字も同書二七頁掲載のそれぞれの年次の表によつた。

但し $G.R. = m \sum_{x=15}^{49} f_x \cdot n_x$ (m は出生性比)

第一一表 推計人口における總再生産率比較

年次	第一推計	第二推計
大正一四年	二・四九一	
昭和五年	二・三〇一	
昭和一二年	二・一一七	
昭和二十一年	一・八〇二	一・八〇二
昭和二十二年	二・〇二二	二・〇二〇
昭和二十三年	一・八七〇	一・八二二
昭和二十四年	一・七八一	一・六七二
昭和二十五年	一・六八一	一・五二二

この結果をみれば、この推計方法で假定した昭和二十二年以降における出生率減退によつて二十二年以降總再生産率も相當明らかな低下を示している。最低の總再生産率は第二推計の昭和二十五年の一・五二二であつて、これは戦前の昭和二十二年の一・一一七に較べれば相當の低下を示している。しかしこれを第一二表の諸外國の例と較べるときは未だなお高率である。これは我が國の出生率が昭和二十五年には相當著しく減退することを豫想しているのであるが、我が國の戦前出生率の水準が高く、しかも諸外國における出生減退が極めて著しいからである。

第一二表 各國總再生産率比較

國名	年次	總再生産率
日本	一九三七年	二・一一七

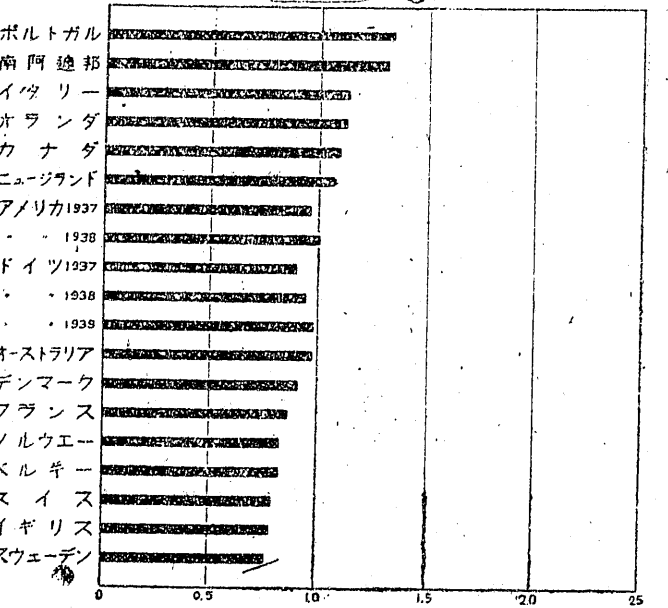
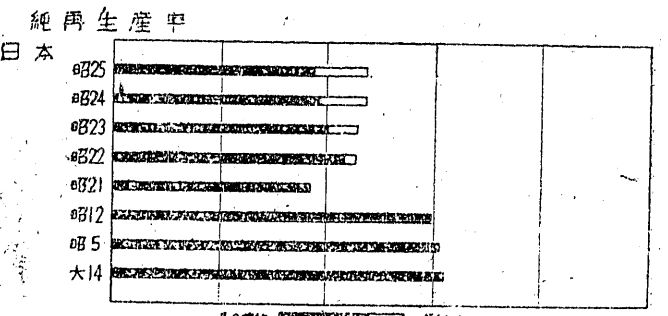
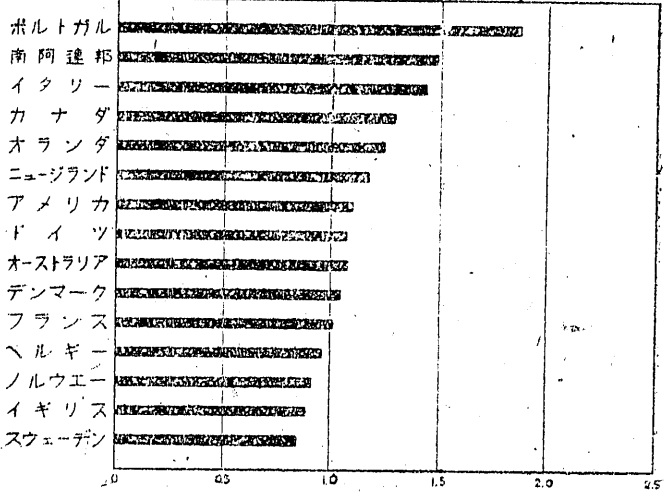
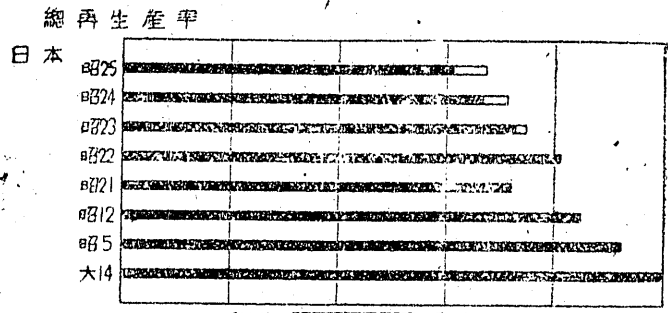
昭和二十五年までの推計人口の分析

ポルトガル	一九三〇—三二	一・八六八
南阿連邦	一九三八	一・四八二
イタリ	一九三五—三七	一・四二五
カナダ	一九三八	一・二八一
オランダ	一九三七	一・二三六
ニュージーランド	一九三九	一・一六〇
アメリカ	一九三八	一・〇九一
ドイツ	一九三六	二・〇六三
オーストラリア	一九三八	一・〇六九
デンマーク	一九三九	一・〇四一
フランス	一九三六	一・〇一〇
ベルギー	一九三六	〇・九五八
ノルウェー	一九三八	〇・九一四
イギリス	一九三七	〇・八八三
スウェーデン	一九三七	〇・八四七

(一) 純再生産率

純再生産率は $N.R. = m \sum_{x=15}^{49} f_x \cdot n_x$ であるから、 f_x は總再生産率を算定する場合に作つたものを用いればよいが、 n_x は新たにこれを作らなければならぬ。しかるに、 $n_x = l_x \cdot \frac{1}{100,000}$ (但し $l_x = 100,000$) であるから n_x を算定するには推計假定で用いた f_x の l_x から l_x までの相乗積を求めればよい。但しここでは特に l_x のみについては生存率の月別の變動が一律的であると假定するわけにいかないから月別生存率を適用して算定したものをを用いた。なお将来人口推計方法によれば、昭和二十五年の第一推計は第六回生命表の l_x を用い、第二推計は第四回生命表の l_x を用い、第三表及び第一四表の如くである。

第6圖 總再生産率及び純再生産率



三三歳	四、三三	五、二四	五、三三	五、五三	五、六三
三四歳	四、五〇	五、五五	五、七〇	五、八六	五、〇七
三五歳	四、八九	四、九三	五、〇三	五、三〇	五、三五
三六歳	四、三三	四、三九	五、四二	五、三三	五、七三
三七歳	四、三三	四、三三	五、七七	五、〇一	五、二六
三八歳	四、九〇	四、九九	五、三三	五、三九	五、四一
三九歳	四、三三	四、三三	四、九〇	五、三三	五、八三
四〇歳	四、五〇	四、六九	四、八五	五、二〇	五、三三
四一歳	四、五〇	四、四一	四、三三	五、四一	五、四六
四二歳	四、三六	四、四五	四、六四	四、八二	五、九二
四三歳	四、七〇	四、八三	四、九九	四、三〇	五、三〇
四四歳	四、〇九	四、〇〇	四、四一	四、七四	五、七四
四五歳	四、四八	四、五九	四、八八	四、二六	五、一九
四六歳	四、八三	四、九六	四、三三	四、五六	五、五〇
四七歳	四、三三	四、三八	四、六九	四、九三	五、九〇
四八歳	四、五五	四、七二	四、九七	四、三九	五、三五
四九歳	四、〇〇	四、一三	四、三三	四、七二	四、七六

上述の方法によつて算定した結果を既往における結果と比較表示すれば
 第一五表の如くである。

第一五表 推計人口における純再生産率

年次	第一推計	第二推計
大正一四年	一・五四八	
昭和五年	一・五二四	
昭和一二年	一・四八三	
昭和二一年	〇・九二八	〇・九二八
昭和二二年	一・一三一	一・〇八〇
昭和二三年	一・一三六	一・〇一一
昭和二四年	一・一七二	〇・九六四
昭和二五年	一・一七七	〇・九四〇

上表を總再生産率の第一一表と較べると總再生産率が減退するのに對して純再生産率は第一推計ではむしろ漸増し、第二推計においてすらその減退が極めて輕微であることは、この減退に對しての低下がさらに著しく従つての改善が顯著であるからである。この率の諸外國の例を列擧すれば第一六表の如くである。これらと我が國とを對比しても別段低率ではな

第一六表 各國純再生産率の比較

國名	年次	純再生産率
日本	一九三七年	一・四八三
ポルトガル	一九三〇—三一	一・三三四
南阿連邦	一九三八	一・三〇四
イタリ	一九三五—三七	一・一三一
オランダ	一九三七	一・一一九
カナダ	一九三八	一・〇九四
ニュージーランド	一九三九	一・〇七〇
アメリカ	一九三七	〇・九六五
ドイツ	一九三八	一・〇〇三
フランス	一九三九	〇・九四五
オーストラリア	一九三八	〇・九八二
デンマーク	一九三九	〇・九八〇
フィンランド	一九三七	〇・九一九
ノルウェー	一九三八	〇・八七〇
ベルギー	一九三六	〇・八三四
スイス	一九三九	〇・八三一
イギリス	一九三七	〇・七九三
スウェーデン	一九三七	〇・七八二
スウェーデン	一九三七	〇・七六一

く、第一推計の場合は十分に人口再生産の能力を有し、第二推計の場合においてさえも一を割ること幾らでもないのであつてほぼ列國の水準を維持している。フランス・ノルウェー・ベルギー・スイス・イギリス及びスウェーデンに較べるとなおやや上位を示している状態である。

要するに、この推計人口において假定された自然増加率は戦前水準に較べて相當急速度の出生率の減退を假定しているが、死亡率の低下が一層急激であつて、そのため人口再生産という見地からみた人口増殖力の減退は戦前に比すれば著しいとしても、單に列國の水準に落つく状態であつて大した問題とはならぬ。

五、推計結果の簡単なテスト

昭和二一年五一二月の在外復員者及び居留民の引揚、歸還状況と、歸還希望の日本人以外の者の日本退去状況と、昭和二一年五一二月の人口動態の結果がわかつた。この三つの資料によつて第一期間(昭和二一年五一九月)、第二期間(昭和二一年一〇—一二月)及び第三期間(昭和二一年五一二月)の三期間における上述の推計と事實との差について簡単なテストを行つてみよう。

(一) 日本人口

(1) 自然増加

内閣統計局から發表されている昭和二一年五一二月の人口動態統計の

第一七表 日本人の推計出生、死亡及び自然増加のテスト

月別	實			推		
	出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
昭二一、五	二六	二三	一四	二〇	二〇	一〇

(單位千人)

内、五、六月の出生、死亡は臨時特例による結果が明らかにされているが、この内、死亡は既往の戦死、戦病死が含まれているので、これを推計の上控除した數を事實として取扱つた。又昭和二一年七—一二月の毎月の結果は「人口動態速報」として明らかにされている。がこれには日本人の日本以外における出生、死亡等も、又日本人にあらざる者の日本における出生、死亡等も若干含まれており、さらに昭和二一年七—九月の死亡には既往の戦死、戦病死も計上されているので、速報そのままの數をテストに使用することは適當ではない、が幸に昭和二一年一〇—一二月の各月については、「人口動態統計毎月概數」が公表されていて、これは日本人の日本における出生、死亡等についてのみ集計されている。そこで昭和二一年一〇—一二月の日本人の日本における出生、死亡及び自然増加についてはこの概數の數をそのまま用いたが、昭和二一年七—九月の各月については、上記二資料及び既往一〇箇年間の月別出生、死亡の月別變動等を考慮の上若干の補正を試みた。この七—九月の補正結果は人口動態速報の結果に較べより事實に近いものと考えられるので、これを一應事實として取扱ひ推計人口に用いた出生、死亡及び自然増加と比較してみると第一七表の如くである。即ち、(A)第一期間の五—九月の出生合計は事實が八〇萬、推計は七八萬であつて、事實の方が二萬弱大である。又第二期間の昭和二一年一〇—一二月の出生については第一推計、第二推計ともに出生率を同一としたために推計が何れも六一萬に對し、事實は五七萬で、事實に對して推計の方が第一期間とは逆に四萬程多くなつているが、第一期間及び第二期間ともに

第一八表 在外日本人の推計引揚、歸還のテスト (單位千人)

月、別	事	實	推	計
昭二、五		五八〇		五二五
六		六二三		五二五
七		三七四		五二五
八		一七七		五二五
九		二〇九		五二五
五、九計		一九六四		二、六二五
一〇		三三五		五二五
一一		七二		五二五
一二		九一		五二五
一〇一二計		四九八		一、五七五
五一二計		二、四六二		四、一九九

萬を示している。これを、第三期間についてみると、事實の二四六萬に對し、推計が四二〇萬でその差は實に一七四萬であつて、引揚実績が豫想より著しく少くなつてゐる。

(3) 昭和二十二年一月一日及び同二十二年一月一日現在日本人口以上の(1)と(2)の結果を整理して昭和二十二年一月一日及び同二十二年一月一日現在の日本人口について、推計と事實とを比較すると、第一九表の如く、先づ一〇月一日については、事實は七、五一一萬、推計は七、

第一九表 昭和二十二年一月一日現在及び昭和二十二年一月一日現在推計日本人口のテスト (單位千人)

種	別	事	實	推	計
昭三、四、五	人口		三、八六		三、八六
平	三月自然増加		二七		二七
平	九月引揚、歸還		一、六四		二、六五

昭和二十五年までの推計人口の分析

第一推計 第二推計 中央數値

昭三、〇、一人口	五、二三	五、三三	五、三三	五、三三
一〇一二月自然増加	二五	二五	二五	二五
一〇一二月引揚、歸還	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五
昭三、一、一人口	五、三三	五、三三	五、三三	五、三三

五五五萬で、推計は事實より四四萬多くなつてゐる。又昭和二十二年一月一日現在では事實の七、五九一萬に對し、第一推計、第二推計及び中央數値はそれぞれ七、七三〇萬、七、七二八萬及び七、七二九萬で、事實に較べ推計はそれぞれ一四〇萬、一三七萬及び一三八萬も多くなつてゐる。

ちなみに昭和二十二年一月一日現在の推計人口は、前記「將來人口の推計に關する報告」中には掲載されていないが、昭和二十二年一月一日現在の推計人口を基礎として、昭和二十二年一月一日及び一二月の自然増加及び在外日本人の引揚、歸還を加算して推計したものである。

(一) 日本人以外の人口

(1) 自然増加

日本人以外の人口については今のところ、自然増加の事實を示す資料が全くない。従つて自然増加のテストを行うことが出来ない。しかしその自然増加は恐らく月當り精々一千程度であつてこれを無視して大過あるまいと考へられる。

(2) 歸還希望者の日本退去

厚生省引揚援護院の調査による日本人以外の人口の日本退去の事實と推計とを比較すると、第二〇表の通りで、推計に較べて事實は著しく少い。即ち第一期間において事實は八萬、推計は六〇萬であつて、事實は推計より五二萬少い。次に第三期間については、昭和二十二年九月末において

第二〇表 日本人以外の人口の日本退去のテスト (單位千人)

月別	事實	推計
昭二、五	一七	一三〇
六	七	一三〇
七	一	一三〇
八	二二	一三〇
九	三三	一三〇
五一九計	八〇	六〇二
一〇	四六	〇
一一	四六	〇
一二	二一	〇
一〇一二計	一一二	〇
五一二計	一九三	六〇二

退去が一應完了するとしたために推計では退去者はなく、事實においては一一萬が退去している。従つて第三期間においては事實の一九萬に對し、推計は六〇萬となつており、推計は事實より四一萬多くなつてゐる。

(三) 總人口

以上(一)と(二)とを取まとして昭和二十一年一月一日現在及び同二十二年一月一日現在の日本人口と日本人以外の人口とを合せた總人口についてみると、第二一表の如く、昭和二十一年一月一日においては事實の七、五

第二二表 昭和二十一年一月一日及び昭和二十二年一月一日現在

年月日	事實	第一推計	第二推計	中央數値
昭三、四、五	七、七四	七、七四	七、七四	七、七四
一〇、一	七、八〇	七、八〇	七、八〇	七、八〇
三、一、一	七、八六	七、八六	七、八六	七、八六

八九萬に對し推計は七、五八一萬で、事實は推計より八萬少いということになる。この八萬という差はかなり少く、一月一日現在の總人口に關しては事實と推計とは著しく接近してゐると言えよう。次に昭和二十二年一月一日現在については事實の七、六五八萬に對し第一推計、第二推計及び中央數値はそれぞれ七、七五六萬、七、七五四萬及び七、七五五萬で、事實に較べ推計はそれぞれ九八萬、九六萬及び九七萬と何れも過大となつており、これはかなり大きな差を示している。

(四) 括要

以上の分析を取まとして推計と事實との差を表示すれば第二二表の如くである。即ち昭和二十一年一月一日現在においては、

(1) 總人口については事實と推計との差は、僅かに八萬であつて、推計は事實に近似している。

(2) しかし、その中、日本人だけについてみれば、事實は推計よりも

第二三表 昭和二十一年一月一日及び昭和二十二年一月一日現在

在推計人口のテスト總括表 (單位千人)

推計—事實		推計—事實	
昭三、一〇、一總人口	(一) 〇	第一推計	九〇
(一) 日本人口	〇	(一) 〇	九〇
(A) 引揚、歸還	〇	(二) 〇	九〇
(B) 自然増加	〇	(三) 〇	九〇
(二) 日本人以外	〇	(四) 〇	九〇
(A) 引揚、歸還	〇	(五) 〇	九〇
(B) 自然増加	〇	(六) 〇	九〇
(三) 日本人以外	〇	(七) 〇	九〇

四四萬少いことになる。この差は相當大きい、主として在外日本人の引揚、歸還が推計上假定したよりも少なかつたことによつてゐる。日本人人口の自然増加については事實は推計より二二萬多い。この差は主として推計上假定した死亡よりも事實上の死亡の方が少なかつたことに基いてゐる。

(3) 日本人以外の人口については、これと反對に、事實の方が推計よりも五三萬多い。この差はほとんど全く、日本人以外の人口の日本退去が推計上假定したよりも著しく遅れていることによつて生じてゐる。以上に明らかな如く、總人口の事實と推計が僅かに八萬の差であつたといふことは、在外日本人の引揚、歸還が事實において相當に少なかつたのが、日本人以外の人口の退去が事實においてかなり少なかつたこと及び自然増加が事實において推計より若干多かつたことにより埋め合わされてゐることによるものである。

次に昭和二二年一月一日現在では、

(1) 總人口については事實の七、六五八萬に對し、第一推計、第二推計及び中央數値ともに前記の如く九七萬前後過大となつており、しかもそれがほとんど第二期間において生じてゐるが、この九七萬前後の差は過去八箇月間に生じたものとしては相當に大なるものと言わなければならぬ。

(2) 日本人人口だけについてみれば、第一推計、第二推計及び中央數値は事實より何れも約一三八萬前後過大となつてゐる。この差は相當大きく、しかも前記總人口の場合よりさらに大きくなつてゐるが、これは主と

して在外日本人の引揚、歸還が推計より事實が第一期間及び特に第二期間において少なかつたことによつてゐるものである。日本人人口の自然増加については事實は第一推計、第二推計及び中央數値の何れよりも約三五萬前後多くなつてゐる。この差は若干大きいこれは主として推計上假定した死亡より事實上の死亡が少なかつたことに基いてゐる。

(3) 日本人人口については、一三八萬前後だけ事實の方が少いが、日本人以外については、これと逆に事實の方が推計より四二萬多い。この差はほとんど全く、日本人以外の人口の日本退去が第二期間においては推計では計上しなかつたため事實の方が多かつたのにかかわらず第一期間において事實が推計上假定したよりも著しく少なかつたことによつて生じてゐる。以上によつて明らかな如く、昭和二二年一月一日現在の總人口の事實が推計より九七萬前後も少なかつたのは、日本人以外の人口の日本退去が、事實において推計より少なかつたことよりも、在外日本人の引揚、歸還が事實より推計の方がはるかに多かつたことによるものである。

最後に付け加えなければならぬことは、資料が不備であるから以上のテストはまだ完全なテストではないということである。人口動態統計の七―九月については主として人口動態速報の結果に依存せざるを得ず、又五月、六月及び一〇―十二月についても、出生、死亡ともにその月の届出件數であつて、實際に、その月に生れたり死んだりした數を示すものではない。

雜報

研究所官制改正

昭和十七年十一月研究機關統合の結果、厚生省研究所人口民族部に改編された當研究所は、昭和二十一年五月一日厚生省研究所廢止と共に、舊稱の人口問題研究所に復し、再發足することとなつた。人口問題研究所の新官制は次の如くである。なお新所長には岡崎前人口民族部長、總務部長には館技官、調査部長には左右田技官がそれぞれ新任された。

人口問題研究所官制

(昭和二十一年五月一日 勅令第二百五十號)

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ニ關スル調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

厚生技官

專任七人 二級 内一人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任四人 三級

厚生事務官

專任二人 三級

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシ

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 人口問題研究所ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條 所長ハ一級又ハ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ 厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

研究報告會

昭和二十一年上半期における定例研究報告會の報告題目、月日及報告者は次の如くである。

一月十六日

島村研究官

女子家庭復歸問題に關する一見解

二月六日

岡崎部長

出生序列別出生間隔に關する研究

二月十三日

館研究官

靜止人口出生率と人口再生産率

二月二十日

關山研究官

職業構成の變化の國民生活への影響序説

三月六日

左右田研究官

近き將來に於ける産業人口の構造に關する研究 四月二十四日 島村研究官

男子の失業緩和のための女子家庭復歸の限度に關する一考察 五月一日 三國技官

國民生活水準の測定(階級及地域に因る生活水準の維持) 五月八日 館 技官

二三の人口統計學上の比率の確率的取扱に付て 五月十五日 上田技官

人口の地域的配分に關する基礎的考察 五月二十二日 本多技官

第二次育児費調査の結果概要 六月十二日 篠崎技官

身長の遺傳に就いて

研究資料の作成

最近に於ける用紙難及印刷難の事情により、機關誌の發行も定期に行うことが著しく困難に陥つたので、之が對策として研究資料を隨時謄寫印刷して、關係方面に配布することとした。昭和二十一年上半期において作成したものは左の如くである。

研究資料目次

題 目

執筆者

第二次育児費調査結果の概要

本多技官

食糧危機と産兒制限

岡崎技官

特殊分類による女子職業別人口

島村技官

産兒制限と社會主義

本多技官

5 公衆衛生に於ける戦後養成問題 (American Journal of Public Health and Nation health vol. 36, No. 5 May, 1946. G. T. Palmer. よりの抄譯)

6 戦後農村人口の構成

7 社會主義的人口理論の概観

8 最近アメリカに於ける人類學的研究の動向とその概観について摘要 (The science of man in the world crisis, R. Linton, 1945 より抄譯)

9 將來(昭和三〇年)に於ける産業別人口の基準に關する研究(暫定稿)

10 改訂版

11 リウメリン研究資料(其の一)

12 戦後の農村過剩人口 (1)

山梨縣南都留郡盛里村調査暫定報告

篠崎技官
中島技官
本多技官
篠崎技官
三國技官
林囑託

農村人口收容力に關する調査

戦後の人口政策は從來とやや觀點を異にすべきものを生じ、多數の復員者、徵用解除者及び海外よりの大量引揚者を、國內各種産業或は各地域に如何に配置すべきかは喫緊且つ最重要の問題となつた。右に就て當研究所は先づ差當り農村の人口收容力を調査し、其の現況と限界を検討して、以て之が基礎資料たらしめようとして、左記の要領により標本調査を實行した。

農村人口收容力ニ關スル實態標本

調査要綱

一、調査目的

戦後新狀態下、農村事情ヲ人口政策の見地ヨリ調査シ農村ニ於ケル人口收容力ノ現況ト其ノ限界ヲ検討シ以テ我が國人口收容力増大方案ノ基礎資料タラシメントス

二、調査方法

調査地域ノ全世帯並ニ調査地域町村役場ニ對シ調査票ニヨル調査ヲ夫々實施スルト共ニ、町村關係者ニツキ、具體的意見資料ノ蒐集ヲナス

三、調査期日
昭和二十年四月一日より同年十二月末日ニ至ル間隨時トス

四、調査地域(別表の通り)

農村人口收容力調査ニ關スル資料

主要調査事項

第一、一般事項

- 1 地勢
 - 2 交通
 - 3 面積
 - 4 最近五箇年間の現住人口、出生、死亡、結婚及離婚數 (離型一)
 - 5 最近五箇年間ノ死亡者ノ年齢、性、死因 (離型二)
 - 6 産業別戸數 (離型三)(略)
 - 7 職業別人口數 (離型四)(略)
- 第二、生産ニ關スル事項
- 1 田畑、宅地、山林、原野面積ト其所有關係別統計資料

2 耕作面積自小作、専業兼業別農家數 (離型五)

3 農産物、種類別作付面積及生産高 (離型六)

4 水産業、鑛業、工業ノ生産高 (口)

5 聽取ヲ主トシタル資料

6 農業經營ノ適正規模

7 土地制度ノ改革ト土地生産力トノ關係

8 農業生産力ノ増進可能性ト其限界

9 農地開墾ノ可能性ト其人口收容力

10 開墾ニ要スル資金、資材、人員、技術ト開墾組織方法

11 農村の工業ノ増設、新設ノ可能性トソノ收容力

12 兼業副業ノ終戦ニヨル喪失トソノ影響

第三、保健衛生ニ關スル事項

- 1 國民體力檢査成績 (離型七)
 - 2 乳幼児體力檢査成績 (離型八)(略)
 - 3 國民學校兒童體格檢査成績 (離型九)
 - 4 病院、産院、療養所、保健所、診療所ノ數
 - 5 醫師、産婆、看護婦、鍼醫、按摩ノ數
- 第四、一般生活水準ニ關スル事項
- 1 學校ノ種類別ト其兒童生徒數
 - 2 他地域ニ通學又ハ勉學ノ爲他地域ニアルモノノ學校別人員
 - 3 食習慣、主食物、副食物ノ種類ト其消費量ニ關スル概要
 - 4 食糧自給ノ狀況、供出ノ狀況、配給物資ノ配給狀況
 - 5 映畫、圖書館、書店ノ利用狀況

農村人口收容力ニ關スル調査票
記入上ノ注意

①記入者ニ就イテ
調査票ハ一世帯ニ一枚ツヅ配布セラレマス
カラ世帯主又ハ其ノ代人ハ次ノ注意事項
及記入例ヲヨク見テカラ記入シテ下サイ。

②調査日
調査日ハ役場カラ指定サレタ年月日ヲ記
入シテ下サイ。

③例外ノ調査事項
「世帯ノ最近一ヶ月間ノ生計費」ニ就イテ
ハ、調査日前一ヶ月間ノ生計費ヲ計算ノ
ト記入シテ下サイ。但シ現物ニヨル収入
及支出ハ加算シナイテ下サイ。

④「一世帯員」ノ調査事項
此ノ世帯ニ常住シテ居ル人ノ氏名ヲ全部
記入シ、失業中ハ失、疎開中ハ疎、引揚
者ハ引ノ横ニ氏名ヲ左側ニ記入シテ
下サイ。

「配偶關係」ハ「未婚」、「有配」、「死
別」、「離別」等ノ別ニ記入シテ下サイ。
「(ハ)教育程度」ハ無就學、國民學校卒、
中等學校卒及專門學校以上卒ノ別ニ從
ヒ、「ナシ」、「國」、「中」及「専」等ノ如
ク記入シテ下サイ。

「(ト)前職」ハ、現在ノ職業ノ前ニ從事シテ
居タ職業名及其ノ從業期間ヲ記入シテ下
サイ。但シ兵役及新規徵用ノ職業ハ前職
トシテ取扱ハナイテ下サイ。尙職業名ハ
農、工、商等ノ總稱ヲ用ヒズ、其ノ種類、
職業上ノ地位、勤柄ガ明カニナル様ニ記
入シテ下サイ。農作ニ從事スル者ハ「自
作」、「自作小作」、「小作」等ニ區別シテ記
入シテ下サイ。前職ノナイ者ハ「ナシ」
ト記入シテ下サイ。

「(チ)現職」ハ本業及主ナル副業ヲ「前職」
ニ依テ記入シテ下サイ。但シ通學シテ
居ル者ハ「〇〇學校生徒」、「〇〇學校學
生」等ノ如ク記入シテ下サイ。
「(リ)入替及應召ノ期間」ニ就イテハ、兵役
ニ回以上ニ及ブ場合ハ其ノ最後ノモノ
ノ期間ヲ記入シテ下サイ。

「(ハ)應徵ノ期間」ニ就イテハ新規徵用ノ
ミノ期間ヲ記入シテ下サイ。但シ新規徵
用ガ二回以上ニ及ブ場合ハ其ノ最後ノモ
ノ期間ヲ記入シテ下サイ。

⑤「三失業中」ノ調査事項
「一世帯員」欄ノ氏名ノ前ニ失ヲ附ケタ
者ノ氏名ヲ總テ記入シ上調査事項ヲ記入
シテ下サイ。

「(ニ)求職ノ事情」ハ就職ノ依頼ニ關シ該
當欄ニ〇印ヲ附ケテ下サイ。
⑥「三疎開者」及「四引揚者」ノ調査事項
是等ノ欄ノ氏名ハ疎開前又ハ引揚前ノ世
帯毎ニ此ノ世帯ニ疎開又ハ引揚ガテ居ル
者ノ代表者ノ氏名ヲ記入シテ夫々ノ調査
事項ヲ記入シテ下サイ。尙引揚者トハ終
戰後海外カラ引揚ガテ来テ居ル者トス。
「三疎開者」ノ調査事項中ニ「ホ、ハ、
ト」及「四引揚者」ノ調査事項中ニ「ホ、
ニ」就イテハ夫々該當ノ欄ニ〇印ヲ附ケテ
下サイ。

「三疎開者」ノ「チ」及「四引揚者」ノ「ハ」ノ
「生活費」ハドウシテキマスカニ就イテハ
「1 經營及所得收入」、「2 家族ヨリ
ノ仕送」、「3 財産收入又ハ預貯金ノ引
出」、「4 他カラノ補助又ハ借金」等ノ
手持物資ノ賣入」及「6 寄食」等ノ別ニ
ヨリ該當ノ項ノ番號ヲ記入シテ下サイ。
該當ガ三以上アル場合ハ夫々ノ番號ヲ記
入シテ下サイ。

記入例 (昭和21年5月16日現在)

世帯ノ所在地	氏名	性別	年齢	世帯ノ最近一ヶ月間ノ生計費		世帯員ノ収入額		世帯員ノ支出額		世帯員ノ職業		世帯員ノ疎開		世帯員ノ引揚	
				収入額	支出額	収入額	支出額	職業	疎開	引揚	職業	疎開	引揚		
茨城縣君島郡高井町138番地	(イ) 氏名	男女ノ別	年齢	世帯主	配偶關係	教育程度	(ト)前職	(ハ)現職	(ニ)失業	(チ)現職	(リ)入替	(ハ)應徵	(ニ)失業	(チ)現職	(リ)入替
	1 山田 健作	男	54	世帯主	有配	國	ナ	自	○	自	○	○	○	○	○
	2 山田 とよ	女	50	妻	有配	國	ナ	自	○	○	○	○	○	○	○
	3 山田 清澄	男	78	父	死別	國	自	○	○	○	○	○	○	○	○
	(引) 4 山田 健一	男	29	長男	未婚	中	ナ	自	○	○	○	○	○	○	○
	5 山田 謙男	男	26	次男	未婚	中	自	○	○	○	○	○	○	○	○
	(引)(失) 6 山田 英治郎	男	34	三男	未婚	中	上海航空機株式會社技手	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 山田 照子	女	20	次女	未婚	國	ナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	(疎) 8 吉川 春子	女	23	同居人	有配	中	日本光學株式會社技手	○	○	○	○	○	○	○	○
	(疎) 9 吉川 一郎	男	2	同居人	未婚	ナレ	ナレ	○	○	○	○	○	○	○	○
二 失業中	(イ) 氏名	氏名	失職ノ時期	入替及應召	應徵	疎開	引揚	自己ノ都合	疾病	失業	求職	求職	求職	求職	求職
	1 山田 英治郎	昭和20年12月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	年月													
	3	年月													
	4	年月													
三 疎開中	(イ) 氏名	氏名	疎開ノ時期	疎開前ノ居住地	(ニ) 現住地ノ居住地	(三) 現住地ノ職業	(四) 現住地ノ生活費	(五) 現住地ノ生活費	(六) 現住地ノ生活費	(七) 現住地ノ生活費	(八) 現住地ノ生活費	(九) 現住地ノ生活費	(十) 現住地ノ生活費	(十一) 現住地ノ生活費	(十二) 現住地ノ生活費
	1 吉川 春子	昭和20年2月	平塚市矢野町	日宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四 引揚中	(イ) 氏名	氏名	引揚ノ時期	引揚前ノ居住地	(ニ) 現住地ノ居住地	(三) 現住地ノ職業	(四) 現住地ノ生活費	(五) 現住地ノ生活費	(六) 現住地ノ生活費	(七) 現住地ノ生活費	(八) 現住地ノ生活費	(九) 現住地ノ生活費	(十) 現住地ノ生活費	(十一) 現住地ノ生活費	(十二) 現住地ノ生活費
	1 山田 健一	昭和21年3月	比叻 峇里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 山田 英治郎	昭和21年4月	中華民 國上海	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	年月													
	4	年月													
5	年月														

注意
表内ノ記入上ノ注意及記入例ヲク
クシテヨク見テ下サイ。
登カレズル場合ハ該欄ヲ空白ニ
シテ下サイ。

厚生省官制の改正

政府は昭和二十年度末を以て行政整理を斷行することとしたが、之に基いて二十一年二月勅令第七十四號を以て厚生省の官制は左の如く改正公布され、同時に分課規程の改正も行われた。

厚生省官制中改正 (昭和二十一年二月八日勅令第七十四號)

第一條 厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

衛生局

社會局

勞政局

勤勞局

保險局

第四條 削除

第五條第七號中「其ノ他」ノ下ニ「人口ノ涵蓋及」ヲ加フ

第六條第四號中「社會事業」ノ下ニ「其ノ他國民生活ノ保護指導」ヲ加フ

第八條ノ二 厚生大臣ハ職業指導及職業訓練ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲職業補導所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム
職業補導所長ハ理事官又ハ職業補導官ヲ以テ之ニ充ツ

第十條中「專任十八人」ヲ「專任十九人」ニ改ム

第十三條中「專任四十人」ヲ「專任三十四人」ニ改ム

第十四條 厚生省ニ職業補導官專任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ職業補導ヲ掌ル

第十六條中「專任二百十九人」ヲ「專任百八十八人」ニ改ム

改ム

第十七條中「專任十四人」ヲ「專任十二人」ニ改ム

第十八條 厚生省ニ職業補導官補專任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ職業補導ニ從事ス

第二條 厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條ヲ削ル

第二條第一項中「健民局及」ヲ削リ

「事務官 專任二人」

「理事官 專任三人」

「技師 專任二十四人」

「體育官 專任一人」

「技師 專任九人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任九人」
「技師 專任十二人」ニ改メ同條ヲ第五條トス
「書記 專任三人」

第三條 醫務局官制中左ノ通改正ス

第二條中「醫官 專任四百六十八人」ヲ「醫官 專任四百三十八人」ニ、

「醫官 專任三百二十五人」ヲ

「醫官 專任三百二十人」ニ、

「調劑官補 專任七十五人」ヲ「調劑官補 專任六十一人」ニ改ム

第四條 國立癩癧養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「書記 專任五十一人」ヲ「書記 專任四十一人」ニ改ム

第五條 國立健康保險癩癧養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「醫官補 專任二人」ヲ「醫官補 專任一人」ニ改ム

第六條 厚生省研究所官制中左ノ通改正ス

第三條第一項中「技師 專任三十二人 奏任 內三人」

トヲ得」ヲ「技師 專任二十五人 奏任 內二人」ト

ト爲スコトヲ得」ニ、

「研究官 專任十人」ヲ「研究官 專任七人」ニ、

「技師 專任四十七人」ヲ「技師 專任三十二人」ニ、

「書記 專任十三人」ヲ「書記 專任七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之を施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條以下ヲ左ノ如ク改ム

第六條 衛生局ニ左ノ六課ヲ置ク

醫務課

「技師 專任十四人」

「技師 專任二十一一人」

「技師 專任六人」

「技師 專任十四人」

「技師 專任二十一一人」

「技師 專任六人」

「技師 專任十四人」

「技師 專任二十一一人」

藥務課

製藥課

保健課

豫防課

防疫課

第七條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事
- 二 國民醫療法ノ施行ニ關スル事項
- 三 他ノ主管ニ屬セザル國民ノ保健衛生ニ關スル事項

第八條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 藥事法ノ施行ニ關スル事項
- 二 統制會社及統制組合ニ關スル事項
- 三 醫藥品其ノ他衛生資材ノ配給、輸出入及價格ニ關スル事項
- 四 阿片及麻藥ニ關スル事項
- 五 毒物及劇物ノ取締ニ關スル事項
- 六 衛生資材(醫藥品ヲ除ク)ノ生産ニ關スル事項
- 七 他ノ主管ニ屬セザル藥事ニ關スル事項

第九條 製藥課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫藥品ノ生産ニ關スル事項
- 二 醫藥品製造(阿片及麻藥製造業ヲ除ク)ノ許可ニ關スル事項
- 三 日本藥局方、重要醫藥品及公定醫藥品ノ規格ニ關スル事項
- 四 藥用植物ノ栽培、生藥ノ蒐集及配給ニ關スル事項

第十條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保健所及保健婦ニ關スル事項
- 二 榮養ニ關スル事項
- 三 妊娠婦及乳幼児ノ保健ニ關スル事項
- 四 保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項
- 五 飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 六 清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ關スル事項
- 七 水道及下水道ニ關スル事項
- 八 屠場及屠畜ニ關スル事項
- 九 國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 十 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及母性、乳幼児並ニ兒童ノ保健ニ關スル事項

第十一條 豫防課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 結核ニ關スル事項
- 二 癩ニ關スル事項
- 三 トラホームニ關スル事項
- 四 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 五 近視及齲齒ニ關スル事項
- 六 瘡其ノ他慢性病ニ關スル事項
- 七 精神衛生ニ關スル事項
- 八 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 九 國民體力法ノ施行ニ關スル事項
- 十 勤勞衛生ニ關スル事項

第十二條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 二 性病ニ關スル事項
- 三 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

第十三條 衛生局ニ東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所ヲ置ク

- 製藥監理官事務所ニ於テハ醫藥品製造工場ニ於ケル生産其ノ他經營ニ關シ醫藥品ノ供給確保ノ爲ニスル斡旋、指導及監督ニ關スル事項ヲ掌ル
- 第十四條 社會局ニ左ノ四課ヲ置ク
- 保護課
 - 援護課
 - 福利課
 - 物資課

第十五條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 救護及救療並ニ罹災救助ニ關スル事項
- 二 戰災援護ニ關スル事項
- 三 方面委員ニ關スル事項
- 四 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護及社會事業ニ關スル事項

第十六條 援護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 引揚者ノ保護指導ニ關スル事項
- 二 傷痍者等ノ保護指導ニ關スル事項
- 三 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ指導ニ關スル事項

第十七條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 同和事業ニ關スル事項
- 二 興生事業ニ關スル事項
- 三 公益質屋ニ關スル事項
- 四 社會福利施設ニ關スル事項

第十八條 物資課ニ於テハ救濟援護ニ必要ナル物資

- ニ關スル事項ヲ掌ル

第十九條 勞政局ニ左ノ四課ヲ置ク

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 二 性病ニ關スル事項
- 三 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

第二十條 製藥課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

勞政課

勞働保護課

給與課

調査課

第二十條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働政策ニ關スル事項

二 勞働組合ニ關スル事項

三 勞働爭議調停其ノ他勞働關係ノ調整ニ關スル事項

事項

四 勞働情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働保護並ニ婦人及年少者ノ勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 其ノ他勞働保護ニ關スル事項

第二十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勞働者ノ援護ニ關スル事項

三 勞働者用物資ニ關スル事項

第二十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働法制ノ調査企畫ニ關スル事項

二 勞働ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

四 勞働行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞需給ニ關スル一般の企畫ニ關スル事項

二 勤勞需給狀況ノ一般の查察ニ關スル事項

三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

事項

四 職業適性ノ調査ニ關スル事項

五 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六 職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業對策ノ實施ニ關スル事項

二 勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三 募集ニ關スル事項

四 職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ關スル事項

二 職業訓練ニ關スル事項

三 授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

國民保險課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二 社會保險審査會ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

事項

三 厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

實任保險特別會計ニ關スル事項

第三十一條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十二條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十三條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

事項ヲ掌ル

次で四月一日を以て一般官吏制度の改正されるに伴い厚生省官制も重ねて次の如く改正された。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年四月一日) 勅令第二百十五號

第一條 厚生省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二第二項中「理事官又ハ職業補導官」ヲ「二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

勞政課

勞働保護課

給與課

調査課

第二十條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働政策ニ關スル事項

二 勞働組合ニ關スル事項

三 勞働爭議調停其ノ他勞働關係ノ調整ニ關スル事項

事項

四 勞働情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働保護並ニ婦人及年少者ノ勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 其ノ他勞働保護ニ關スル事項

第二十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勞働者ノ援護ニ關スル事項

三 勞働者用物資ニ關スル事項

第二十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働法制ノ調査企畫ニ關スル事項

二 勞働ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

四 勞働行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞需給ニ關スル一般の企畫ニ關スル事項

二 勤勞需給狀況ノ一般の查察ニ關スル事項

三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

事項

四 職業適性ノ調査ニ關スル事項

五 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六 職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業對策ノ實施ニ關スル事項

二 勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三 募集ニ關スル事項

四 職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ關スル事項

二 職業訓練ニ關スル事項

三 授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

國民保險課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二 社會保險審査會ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

事項

三 厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

實任保險特別會計ニ關スル事項

第三十一條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十二條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十三條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

次で四月一日を以て一般官吏制度の改正されるに伴い厚生省官制も重ねて次の如く改正された。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年四月一日) 勅令第二百十五號

第一條 厚生省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二第二項中「理事官又ハ職業補導官」ヲ「二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

第九條第二項中「關係各廳勸任官」ヲ「關係各廳一級官吏」ニ、同條第四項中「勸任官ノ待遇」ヲ「一級官待遇」ニ改ム

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任五人 一級

專任五十二人 二級

專任百八十九人 三級

厚生技官

專任三十七人 二級

專任十六人 三級

第十一條 前條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ

厚生事務官ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 厚生省ニ教護官ヲ置キ二級ノ厚生事務官

又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ少年

教護ノ指導監督ヲ掌ル

第十三條乃至第十八條 削除

第十八條ノ二ヲ削ル

第十九條第一項中「勞務監督官」ヲ「勞務官」ニ、「書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師」ヲ「厚生事務官又ハ厚生技官」ニ、同條第二項中「勞務監督官」ヲ

「勞務官」ニ改メ同項中「勞働爭議調停」ノ上ニ「勞働組合及」ヲ加フ

第二十條 削除

第二十一條第二項中「事務官又ハ理事官」ヲ「厚生事務官」ニ改ム

第二條 厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「事務官」專任一人
「技師」專任十五人
「屬」專任十八人
「技手」

「厚生事務官」專任一人 二級
專任七人 三級
專任十五人 二級
專任十一人 三級

第二條第一項中「製藥監督官補並ニ」及「及麻藥統制官補」ヲ削リ同條第二項中「書記官、事務官、理事官

又ハ技師」ヲ「厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改メ

「製藥監督官補及麻藥統制官補ハ屬又ハ技手」ヲ以テ

「ヲ削リ同條第三項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改メ同條第四項中「及製

藥監督官補」及同條第五項中「及麻藥統制官補」ヲ削ル

第三條中「理事官」專任一人
「屬」專任一人
「技手」

「厚生事務官」專任一人 二級
專任一人 三級

第四條第一項中「事務官」專任三人
「理事官」專任四人
「技師」專任一人
「勞務官」專任五人
「屬」專任十五人
「技手」

「厚生事務官」專任十二人 二級
專任十五人 三級
專任一人 二級

第五條中「技師」專任九人
「技手」專任十二人
「書記」專任三人

「厚生事務官」專任三人 三級
「厚生技官」專任九人 二級
專任十二人 三級

第三條 防疫職員官制中左ノ通改正ス

第一條中「防疫官」專任三人
「防疫官補」專任一人
「判任」ヲ

「厚生技官」專任三人 二級
專任一人 三級

第二條中「防疫官及防疫官補」ヲ「前條ノ職員」ニ改ム

第三條第一項中「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ、

「判任官待遇」ヲ「三級官待遇」ニ、同條第二項中「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ改ム

第四條 醫務局官制中左ノ通改正ス

第二條 醫務局ニ左ノ職員ヲ置ク
長官 一人
次長 一人
厚生事務官 專任百五十三人 二級
專任三百三十八人 三級
厚生技官 專任千三十五人 二級
專任三百六十六人 三級

第四條第二項中「醫官」ヲ「一級又ハ二級ノ厚生技官」ニ改ム

第七條乃至第十五條ヲ削リ第十六條ヲ第七條トス

第五條 引揚接護院官制中左ノ通改正ス

第二條 引揚接護院ニ左ノ職員ヲ置ク

第六條 引揚接護院ニ左ノ職員ヲ置ク

第六條 引揚接護院ニ左ノ職員ヲ置ク

第六條 引揚接護院ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

一人

局長

地方引揚援護局長

厚生事務官

專任百九十九人

專任三百九十二人

厚生技官

專任二百十六人

專任三百六十四人

第三條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳官吏」ニ、
「援護官」ヲ、關係各廳判任官中ヨリ援護官補」ヲ「厚
生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

第六條ニ第一項及第二項トシテ左ノ二項ヲ加フ
援護局長ハ次長ヲシテ之ヲ兼ネシム

醫務局長ハ一級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ
第九條中「判任官以下」ヲ「三級官吏以下」ニ改ム

第十三條乃至第十七條 削除

第六條 衛生試驗所官制中左ノ通改正ス

第三條 衛生試驗所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク
所長

厚生事務官

專任一人

專任三人

厚生技官

專任七人

專任十二人

第四條中「技師」ヲ「二級ノ厚生技官」ニ改メ同條ニ左

ノ一項ヲ加フ

東京衛生試驗所長タル厚生技官ハ之ヲ一級ト爲ス
コトヲ得

第五條乃至第七條ヲ削リ第八條ヲ第五條トス

第七條 厚生省研究所官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長

部長

厚生技官

專任三十二人

專任三十三人

厚生事務官

專任一人

專任七人

前項定員ノ外十人以內ノ無給ノ三級ノ厚生技官ヲ
置クコトヲ得

第五條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一
級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第八條中「技師又ハ研究官」ヲ「一級又ハ二級ノ厚生
技官」ニ改ム

第九條乃至第十七條ヲ削リ第十八條ヲ第九條トス

第八條 國立癩療養所官制中左ノ通改正ス

第二條 國立癩療養所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長

厚生事務官

專任九人

專任四十一人

厚生技官

專任六十三人

專任五十三人 三級

第三條中「醫官」ヲ「二級又ハ二級ノ厚生技官」ニ改ム

第四條乃至第八條ノ二ヲ削リ第九條ヲ第四條トス

第九條 國立健康保險療養所官制中左ノ通改正ス

第二條 國立健康保險療養所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長

厚生事務官

專任一人

專任四人

厚生技官

專任八人

專任五人

第三條中「醫官」ヲ「二級ノ厚生技官」ニ改ム

第四條乃至第八條ヲ削リ第九條ヲ第四條トス

第十條 國立少年教護院官制中左ノ通改正ス

第二條 國立少年教護院ニ左ノ職員ヲ置ク
院長

厚生事務官

專任二人

厚生技官

專任一人

厚生教官

專任二人

專任五人

第三條中「奏任官タル教諭」ヲ「二級ノ厚生教官」ニ改
ム

第四條乃至第六條ヲ削リ第七條ヲ第四條トス

第十一條 傷兵院官制中左ノ通改正ス

第二條 傷兵院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長

厚生事務官

專任一人

二級

專任二人

三級

厚生技官

專任一人

二級

第四條乃至第六條ヲ削ル

第十二條 臨時海港檢疫所官制中左ノ通改正ス

第四條中「判任官待遇」ヲ「三級官待遇」ニ、「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ改ム

第五條中「道廳府縣ノ内政部長」ヲ「都道府縣ノ民生局長、内務部長又ハ教育民生部長タル地方事務官」ニ改ム

第六條中「道廳府縣判任官」ヲ「三級ノ地方事務官又ハ地方技官」ニ改ム

第十三條 道府縣立少年救護院職員令中左ノ通改正ス

第二條第一項中「奏任官」ヲ「二級官」ニ、「判任官」ヲ「三級官」ニ改ム

第七條及第八條中「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ、「奏任官」ヲ「二級官吏」ニ、「判任官」ヲ「三級官吏」ニ、「判任官待遇」ヲ「三級官待遇」ニ改ム

第九條及第十條 削除

第十一條中「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ、「任免級等」ヲ「任免級級」ニ、「奏任官」ヲ「二級官吏」ニ、「判任官待遇」ヲ「三級官待遇」ニ改ム

第十二條及第十三條 削除

第十四條中「奏任官待遇」ヲ「二級官待遇」ニ、「第三號表」ヲ「第一號表」ニ、「判任官待遇」ヲ「三級官待遇」ニ、「第四號表」ヲ「第二號表」ニ改ム

第十五條中但書ヲ削リ「公立學校職員俸給令」ヲ「官吏俸給令」ニ改ム

別表中第一號表及第二號表ヲ削リ「第三號表」ヲ「第一號表」ニ、「第四號表」ヲ「第二號表」ニ改ム

第十四條 日本藥局方調查會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第十五條 醫師試驗委員會官制中左ノ通改正ス

第三條第三項中「高等官」ヲ「一級又ハ二級ノ官吏」ニ、「奏任官ノ待遇」ヲ「二級官待遇」ニ改ム

第七條第一項中「厚生省高等官」ヲ「厚生省二級官吏」ニ改ム

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

醫師試驗書記一人ヲ置キ三級ノ厚生事務官ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

第九條中「及主事」ヲ「主事及書記」ニ改ム

第十六條 齒科醫師試驗委員會官制中左ノ通改正ス

第三條第三項中「高等官」ヲ「一級又ハ二級ノ官吏」ニ、「奏任官ノ待遇」ヲ「二級官待遇」ニ改ム

第七條第一項中「厚生省高等官」ヲ「厚生省二級官吏」ニ改ム

第八條第一項中「厚生屬又ハ醫師試驗書記」ヲ「三級ノ厚生事務官」ニ改ム

第十七條 藥劑師試驗委員會官制中左ノ通改正ス

第二條第二項中「高等官」ヲ「二級官吏」ニ、「同條第三項中」高等官」ヲ「一級又ハ二級ノ官吏」ニ、「奏任」ヲ「二級官」ニ改ム

第十條中「厚生屬又ハ醫師試驗書記」ヲ「三級ノ厚生事務官」ニ改ム

第十八條 引揚接護連絡委員會官制中左ノ通改正ス

第二條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第十九條 賃金委員會官制中左ノ通改正ス

第六條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十條 失業對策委員會官制中左ノ通改正ス

第六條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十一條 社會保險審查會規程中左ノ通改正ス

第六條第一項第一號及第七條第一項第一號中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第十六條第二項中「高等官」ヲ「二級官吏」ニ改ム

第十七條第二項中「判任官」ヲ「三級官吏」ニ改ム

第二十二條 社會保險制度調查會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十三條 中央衛生會官制中左ノ通改正ス

第三條中「警視總監」ヲ「東京都長官」ニ改ム

第七條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第十條第二項中「厚生省高等官」ヲ「厚生省二級官吏」ニ改ム

第十二條第一項中「厚生屬」ヲ「三級ノ厚生事務官」ニ改ム

第二十四條 醫藥制度調查會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十五條 中央社會事業委員會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム、

第二十六條 國民體力審議會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十七條 國民優生法施行令中左ノ通改正ス

第三條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第六條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十八條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

機械技術員養成所官制

軍人援護對策審議會官制

興生事業委員會官制

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年人口調査規則の公布

政府は戰後各般事情の變動に對處するに就て、速に現在人口の調査を遂行することを必要と認め、此際資源調査法第一條の規定に依り、昭和二十一年四月十六日午前零時を以て之を實施することとし、二十一年二月二十三日之が調査規則並に調査施行心得を左の如く公布した。

昭和二十一年人口調査規則

(昭和二十一年二月二十三日)

第一條 昭和二十一年人口調査ハ昭和二十一年四月十日

六日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和二十一年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付テハ行フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ行ハズ

一 外國人

二 外國人ノ世帯ニ現在スルモノ

三 朝鮮人ニシテ朝鮮ニ歸還ヲ希望スルモノ

四 臺灣人ニシテ臺灣ニ歸還ヲ希望スルモノ

五 沖繩縣人ニシテ沖繩縣ニ歸還ヲ希望スルモノ

前條ノ時期前ニ内地ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後二日以内ニ初メテ内地ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和二十一年四月十六日午前零時ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス

第三條 昭和二十一年人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ第七號ノ事項ハ年齢(數ヘ年)十三歳乃至六十一歳ノ者ニ付テノミ之ヲ調査ス

一 本籍地

二 住所

三 氏名

四 男女ノ別

五 年齢(數ヘ年)

六 昭和二十一年四月ニ於テ行フ農家人口調査ノ調査票提出ノ有無

七 最近一箇月間ノ就業ノ状態

八 内地ニ定住ヲ希望スル朝鮮人及臺灣人ニ付テハ朝鮮人臺灣人ノ別

第四條 昭和二十一年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモノ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモノ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ、寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ

第一條ノ時期ニ汽車電車其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者及聯合國軍ノ所有シ若ハ占據スル建物若ハ地域内又ハ外國人ノ世帯ニ偶々現在シタル者ハ調査時期後初テ到著シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 人口調査申告書用紙ハ別記様式ニ依リ府縣知事又ハ市町村長之ヲ作成スベシ

第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十一年四月十八日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

第九條 昭和二十一年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモノ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモノ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ、寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ

第一條ノ時期ニ汽車電車其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者及聯合國軍ノ所有シ若ハ占據スル建物若ハ地域内又ハ外國人ノ世帯ニ偶々現在シタル者ハ調査時期後初テ到著シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 人口調査申告書用紙ハ別記様式ニ依リ府縣知事又ハ市町村長之ヲ作成スベシ

第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十一年四月十八日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

第九條 昭和二十一年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモノ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモノ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ、寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ

第一條ノ時期ニ汽車電車其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者及聯合國軍ノ所有シ若ハ占據スル建物若ハ地域内又ハ外國人ノ世帯ニ偶々現在シタル者ハ調査時期後初テ到著シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 人口調査申告書用紙ハ別記様式ニ依リ府縣知事又ハ市町村長之ヲ作成スベシ

第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十一條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長)ノ指揮監督ヲ承ケ市町村ノ區域内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十二條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲メ府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ノ區域ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第十三條 府縣知事ハ資源調査員ニ就キ特ニ本令ニ依リ調査ヲ管掌セシムベキ人口調査員ヲ指定スベシ

第十四條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當人口調査員ノ氏名並ニ豫備員タル人口調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第十五條 人口調査員ハ昭和二十一年四月六日ヨリ同

月十五日迄ノ間ニ於テ各世帯ニ人口調査申告書用紙ヲ配付スベシ申告義務者前項ノ期間内ニ人口調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ガ配付ヲ受クベシ

第十六條 人口調査員各世帯ニ就キ職務ヲ執行スル期間ハ昭和二十一年四月六日ヨリ同月十九日迄トス但シ蒐集シタル人口調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ人口調査申告書ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ別ニ定ムル様式ノ照査表ノ寫ト共ニ府縣知事ノ定ムル期限迄ニ府縣知事ニ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ)提出スベシ

府縣知事前項ノ統計表及照査表寫ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ別ニ定ムル期間迄ニ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變其ノ他避クベカラザル事故ノ爲第一條、第二條第二項、第六條、第八條、第十五條第一項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ此

ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得府縣知事別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十九條 本令中府縣支廳長、市町村又ハ市町村長若

ハ町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區又ハ區長ニ、市町村又

ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府

縣トアルハ、東京都及北海道廳長官ヲ、府縣知事トアルハ、東京都支廳長及北海道廳長官ヲ、府縣支廳長トアルハ、村長トアルハ、各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二十條 左ノ場所ニ關スル調査ニ付本令ヲ適用シ難キ場合ハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム
一、宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ箇所
二、監獄矯正院其ノ他之ニ準ズベキ箇所

第二十一條 府縣市町村ニ於テハ人口調査ニ附帶シテ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得ズ
第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄シタル者
二、申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者
三、虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年四月十六日

人口調査申告書

○朝鮮に歸還を希望する朝鮮人、臺灣に歸還を希望する臺灣人、沖繩縣に歸還を希望する沖繩縣人は申告してはいけません

申告者 氏名 捺印 申告書 枚数 人口調査 員捺印	(八)内地に定住を希望する朝鮮人、臺灣人の(該當の文字を○をもつて)國別	(六)あなたの現在居る世帯から農家人口調査票を出しましたか	(五)年 齢(數へ年) 歳	(四)男 女 の 別 (該當の文字を○をもつて)	(三)氏 名	(二)住 所 都道 府縣 市郡 村町區 番地	(一)本 籍 地	※調査區第 號 ※ 府都 市郡 村町區 ※世帯第 號
								(七)業 就 の 状 態
(4)最近一箇月以上就業しましたか		(3)最近一箇月間(十八日以上)就業しましたか		(2)最近一箇月間(七日以上)就業しましたか		(1)最近一箇月間(一日も)就業したか		(七)欄には數へ年十三歳から六十一歳までの人に限り記入して下さい (い)から(ろ)までの十一の場合のいづれに當るかを見極めて下の空欄は唯一つ○印をつけて下さい 家事に従事する妻や學生生徒の如き無業者は(ろ)の欄に○印をつけて下さい
(ろ)無報酬の家族従業者の場合	(ぬ)自分の營む事業の事業主の場合	(り)給料賃金を受けて雇はれて居る場合	(ち)無報酬の家族従業者の場合	(と)自分の營む事業の事業主の場合	(へ)給料賃金を受けて雇はれて居る場合	(ほ)無報酬の家族従業者の場合	(に)自分の營む事業の事業主の場合	

○六欄の「あなたの現在居る世帯」とは四月十六日午前零時に現にあなたの居合せた世帯のことです

※欄は市町區長に於て記入し、欄は人口調査員に於て記入す

内閣統計局

昭和二十一年人口調査施行心得

(昭和二十一年二月二十三日) 内閣訓令第一號

第一章 府 縣

第一條 府縣知事ハ市町村ノ町内會、部落會ノ役員其ノ他調査區ノ實況ニ通ジ調査員タルニ適當ナル者ヲ人口調査員ニ指定スベシ

第二條 府縣知事内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ府縣支廳及府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村所要ノ分ハ府縣支廳長ニ、其ノ他ノ町村及市所要ノ分ハ市町村長ニ速ニ之ヲ交付スベシ

第三條 昭和二十一年人口調査規則第十八條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ内閣統計局長ニ之ヲ爲シ内閣總理大臣ノ認可ノ申請ニハ別段ノ定メ案ヲ具スベシ

第二章 市 町 村

第四條 調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査區ノ設定
- 二 人口調査員擔當調査區ノ指定
- 三 人口調査員ノ指導
- 四 準備調査
- 五 申告書用紙ノ作成及交付
- 六 申告書及照査表ノ保管
- 七 統計表ノ作成
- 八 照査表寫及統計表ノ提出

九 申告書及照査表ノ保管

十 以上ノ附帶事務

第五條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ調査區ヲ設定スベシ

一 調査區ハ一人ノ人口調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト

二 調査區ノ區域ハ成ルベク大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト

三 調査區ノ區域ハ成ルベク之ヲ町内會、部落會及隣保班ノ區域ニ適合セシムルコト

四 多數ノ人員集合居住スル場屋例ヘバ寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所等又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジ調査區ヲ設定スルコト

第六條 市町村長調査區ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第七條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記載スベシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ第一號ヨリ始ムベシ

第八條 一調査區ノ調査ハ一人ノ人口調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ人口調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシムルコトヲ得

第九條 人口調査員ノ指定アリタルトキハ市町村長ハ各人口調査員ノ擔當調査區ヲ定メ昭和二十一年四月

五迄ニ照査表用紙ヲ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當

セシメザル人口調査員ニハ照査表用紙ヲ交付セズ豫備員タル旨ヲ通知スベシ

第十條 市町村長ハ人口調査員ニ交付スベキ照査表用紙ノ指定ノ個所ニ府縣都市町村役所役場名、調査區番號、調査區區域及人口調査員氏名ヲ記入シ役所役場名ノ末尾ニ其ノ印ヲ捺捺スベシ

第十一條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他ノ書類ヲ回收シ照査表ノ人口調査員氏名ヲ書換ヘ新擔當人口調査員ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 市町村長ハ人口調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ人口調査員ヲ招集シ之ヲ指導スベシ

第十三條 市町村長ハ調査期日ニ先立チ期間ヲ定メ人口調査員ヲシテ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムベシ

第十四條 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ調製シ之ヲ人口調査員ニ交付スベシ 前項ノ世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適宜之ヲ定ムベシ

第十五條 人口調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ之ヲ檢査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ人口調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十六條 市町村長前條ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ照査表ヲ還付スルト同時ニ照査表ニ記入セラレタル人員概數ニ應ジ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第十七條 人口調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指定ノ個所ニ調査區番號及府縣郡市町村名ヲ記入スベシ

第二十六條 人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

三 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト

第十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ檢査スベシ

一 準備調査
二 申告書用紙ノ配付
三 申告書ノ蒐集及檢査

四 准世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト

第十九條 市町村長前條ノ檢査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏若ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ又ハ申告書記入ノ文字不明ナルトキハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正又ハ加筆セシムベシ

四 申告書、照査表及照査表寫ノ提出
五 以上ノ附帶事務

五 農家人口調査ノ農家ニ該當スル世帯ナリヤ否ヤヲ調査スルコト

第二十條 市町村長檢査ノ結果調査漏世帯アリト認ムルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル世帯ニ關シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ爲サシムベシ

第二十七條 人口調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

六 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト

第二十一條 市町村長申告書照査表及照査表寫ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ檢印スベシ

第二十八條 人口調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

一 普通ノ家屋ハ勿論豫會社寺學校工場倉庫物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋葺管張天幕等臨時ノ設備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十二條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ昭和二十一年人口調査規則第十七條ノ統計表ヲ作成スベシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成スベシ

第二十九條 人口調査員擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十三條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ統計表ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第三十條 人口調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ擔當調査區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順路ニ依ルベシ

三 旅館、下宿屋(素人下宿ヲ含ム)等ノ旅客、下宿人等ノ集リハ營業主ノ普通世帯トハ別ノ准世帯ナルヲ以テ之ヲ區別シテ世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十四條 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲其ノ保管及發送ニ付特ニ注意スベシ

第三十一條 人口調査員疾病其ノ他已ムテ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

世帯番號札ヲ貼付スベキ世帯ハ物資配給等ノ爲ニ便宜認メラレタル世帯トハ必ズシモ一致セザルヲ以テ昭和二十一年人口調査規則第四條ノ規定ニ從ヒ世帯ノ單位ヲ定ムベシ

第二十五條 市町村長ハ調査書類ノ提出後ト雖モ該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第三十二條 人口調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

第三十五條 人口調査員一世帯ニ就キ第三十三條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃至第六欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

第三章 人口調査員

一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト但シ船舶ニ付テハ昭和二十一年四月十六日午前零時迄留置スベキ見込アルモノニ限ル

二 世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第三十六條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十七條 人口調査員ハ昭和二十一年四月十五日迄ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ照査表記入ノ人員概數ニ應ジ申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スベシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ配付スルコトヲ得

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第三十八條 人口調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ世帯番號ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第三十九條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ申告ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第四十條 人口調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト

二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ノ貼附及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

三 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準ジ處理シ照査表備考欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

第四十一條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベシ

第四十二條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第四十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙ヲ携帶スベシ

第四十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帯ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シシ聞カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十六條 人口調査員世帯ニ就キ申告書ヲ受取ルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 申告書ノ枚數及號數ヲ申告書指定ノ個所ニ記入スルコト

二 申告書ノ世帯番號及申告者ノ氏名ヲ照査表ニ對照シ相違ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ訂正スルコト

三 申告書各項ノ記入ヲ検査シ脱漏又ハ誤謬アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト

四 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

船舶ニ付テ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第四十七條 人口調査員申告書ヲ蒐集ヲ終ヘタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第八欄ニ記入スルコト

二 申告書ニ依リ照査表第九欄ノ記入ヲ爲スコト

三 照査表第五欄、第八欄及第九欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ

四 照査表記入ノ順序ニ依リ照査表第十欄ニ世帯通シ番號ヲ記入スルコト

五 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ個所ニ記入スルコト

第四十八條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ照査表ト各申告書トヲ對照シ符合スルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ

申告書指定ノ個所ニ檢印スルト共ニ照査表寫ヲ作成

シ照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ一

括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期限

迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補 則

第五十一條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村

若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長

若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域

ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官

及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳及

北海道廳支廳ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長

及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアル

ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

なお本同の調査に該當せざる地域に就ては同日付内閣

告示第五號に依り左の如く指定された。

昭和二十一年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依

リ地域左ノ通指定ス

樺太

全域

北海道

國後郡泊村、留夜別村

色丹郡色丹村

紗那郡紗那村

擇捉郡留別村

藥取郡藥取村

得撫郡

新知郡

占守郡

花咲郡齒舞村ノ内志發島、多樂島、水晶島、勇

留島、秋勇留島

東京都

大島支廳管内全域

三宅支廳管内全域

八丈支廳管内全域

小笠原支廳管内全域

島根縣

碓地郡五箇村ノ内竹島

鹿兒島縣

大島郡

沖繩縣

全域

勞働組合施行令の制定

勞働組合法は昭和二十一年三月一日を以て實施され
ることとなつたが、之に就て同年二月勅令第百八號を
以て、其の施行令が制定公布された。

勞働組合施行令

(昭和二十一年二月二十七日
勅令 第百八號)

第一條 法第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所

在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二ノ場合ニ

於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ

新所在地ト舊所在地ト管轄スル地方長官ヲ異ニスル

トキハ新所在地ト管轄スル地方長官及舊所在地ト管

轄スル地方長官トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タ

ル事務所ノ所在地ト管轄スル地方長官地方勞働委員

會ヲ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタ

ルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組

合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決

定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書

ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大

臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央勞

働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立

ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ

之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナ

キ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立ア

リタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力

ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依リ變更ノ

命令ニ之ヲ準用ス

第八條 勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ト管轄スル

地方長官當該組合ヨリ勞働組合タル旨ノ證明書ノ交

付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法

人タル勞働組合ヲ設立セントスル者ヨリ勞働組合タ

リ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同

シ

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ

テハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件

手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ勞働組

合ノ主タル事務所ノ所在地ト管轄スル地方裁判所ノ

管轄トス

第十一條 法第十五條第一項ノ申立ハ勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方勞働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條 法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スベシ

第十三條 裁判所ハ遲滞ナク審問期日ヲ定メ勞働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ檢事及地方勞働委員會ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル勞働組合ノ代表者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第十五條 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得

第十六條 檢事及地方勞働委員會ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

勞働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲ガ當該勞働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノ、規約ニ依リ權限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此等ノ者ニ依リ組合ノ爲ニ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條 勞働組合ノ代表者、地方勞働委員會ノ會長又ハ檢事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十九條 法ニ規定スルモノノ外勞働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ル

第二十條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 名稱

二 主タル事務所

三 目的及事業

四 代表者ノ氏名及住所

五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條 勞働組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 勞働組合ノ清算結了シタルトキハ清算結了ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 勞働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル區域裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ勞働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十六條 勞働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者若ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ニ變更ヲ要スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十七條 勞働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十八條 勞働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ結了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第四百一一條乃至第五百一一條、第五百一一條乃至第五百一十一條ノ四、第五百一十一條ノ六及第五百一十四條乃至第五百一十七條ノ規定ハ勞働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條 法人タル勞働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得稅及法人稅ヲ課セズ

法人タル勞働組合ハ法人稅法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該勞働協約ノ當事者タル勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該勞働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場(其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依リ届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ勞働者ニ關シ勞働協約ノ適用アルニ至

面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十七條 勞働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十八條 勞働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算ノ結了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第四百一一條乃至第五百一十一條、第五百一十一條乃至第五百一十一條ノ四、第五百一十一條ノ六及第五百一十四條乃至第五百一十七條ノ規定ハ勞働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條 法人タル勞働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得稅及法人稅ヲ課セズ

法人タル勞働組合ハ法人稅法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該勞働協約ノ當事者タル勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該勞働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場(其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依リ届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ勞働者ニ關シ勞働協約ノ適用アルニ至

リタルトキハ使用者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ關係勞働者ニ周知セシムベシ

第三十四條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ互ルトキハ厚生大臣トス

第三十五條 中央勞働委員會ハ厚生省ニ、地方勞働委員會ハ都道府縣毎ニ之ヲ置キ地方勞働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十六條 勞働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央勞働委員會ハ二以上ノ都道府縣ニ係ル事務、地方勞働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央勞働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地方勞働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第三十七條 中央勞働委員會ノ委員ハ二十一人以内トシ厚生大臣之ヲ委嘱ス

地方勞働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス

前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官ハ勞働委員會ノ委員ヲ委嘱セントスル日ヨリ六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル勞働組合ニ對シ勞働者ヲ代表スル者ヲ推

薦スベキコトヲ請求シ、請求シタル日ヨリ三週間ヲ經過シタル日ニ推薦アリタル者ノ氏名ヲ公表スルモノトス但シ勞働委員會ヲ設置セントスル場合ニ於テ使用者若ハ勞働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使用者團體又ハ勞働組合ナキトキ又ハ臨時委員ヲ委嘱セント

スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
勞働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ勞働組合ノ推薦若ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十八條 特別勞働委員會ノ名稱、位置、管轄區域、所管事務、委員ノ定數其ノ他特別勞働委員會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三十九條 勞働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス
委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、勞働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ勞働委員會ノ決議ニ依ル職事其ノ他ニ關スル定メニ違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該勞働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セス

委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第四十條 勞働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選舉ス
會長ハ會務ヲ總理シ當該勞働委員會ヲ代表ス
會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 勞働委員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

勞働委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、勞働者ヲ代表

スル委員及第三者タル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

勞働委員會ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ勞働委員會ノ招集又ハ議事ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 勞働委員會(特別勞働委員會ニ付テハ厚生大臣ノ指定スルモノニ限ル)ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長並ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央勞働委員會ニ在リテハ厚生大臣、地方勞働委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ委嘱ス
事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十四條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十二條第一項ニ掲グル職員トス

第四十五條 法第三十二條ノ行政官廳ハ地方勞働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ地方長官、中央勞働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ厚生大臣トス

第四十六條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地ヲ管轄スル地方勞働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ檢事ニ之ヲ行フ

第四十七條 本令ニ依ル地方長官ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄スル勤勞署長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第四十八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官廳ヲ指定シテ本令ニ依ル地方長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ厚生大臣其ノ指揮監

督スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
勞働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ勞働組合ノ推薦若ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十九條 勞働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス
委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、勞働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ勞働委員會ノ決議ニ依ル職事其ノ他ニ關スル定メニ違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該勞働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セス

委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

警ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該勞働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場(其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地トアルハ當該勞働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ノ船員ニ關シテハ本令(前條ヲ除ク)中厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附則

本令ハ勞働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ存スル勞働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

又組合法の施行事務に關シテは、三月二十日厚生省訓令第七號を以て、左の如く處理規程が制定公布された。

勞働組合法施行事務處理規程

(昭和二十一年三月二十日
厚生省訓令第七號)

第一條 勞働組合法(以下法ト稱ス)第五條第一項ニ依ル勞働組合(支部ヲ含ム)ノ設立ハ届出アリタルトキハ勤勞署長ハ直チニ様式第一號ニ依ル勞働組合臺帳(以下臺帳ト稱ス)ニ登錄シ同條第二項ニ依ル變更ノ届出アリタルトキ其ノ他臺帳記入事項ニ異動アリタルトキハ勤勞署長ハ直チニ當該臺帳ノ加除訂正ヲ爲スベシ

臺帳ニハ勞働組合名ノ索引ヲ附スベシ
第二條 勤勞署長ハ勞働組合ニ關スル届出書類ニ其ノ受理年月日及勤勞署ノ當該臺帳ノ登錄番號ト同一ノ番號ヲ記入シ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ申達スベシ
第三條 地方長官前條ノ申達ヲ受ケタルトキハ第一條

ニ準ジ臺帳ヲ整備シ當該届出書類ニ當該臺帳ノ登錄番號ト同一ノ番號ヲ附シ之ヲ整理シ置ケベシ

第四條 法第六條ノ決定又ハ法第十五條ノ解散處分確定シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該組合ノ關係勤勞署長及關係地方長官ニ通報スベシ
第五條 解散シタル勞働組合ノ臺帳ハ所定事項ヲ記入ノ上之ヲ別ニ保管スベシ

第六條 令第八條ノ證明書ハ様式第二號ニ依ルベシ
第七條 設立ノ届出アリタル組合ガ法第二條第一項ニ該當セズ若ハ該當セザルニ至リタルモノト認メラルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該組合ノ代表者ニ通知シ其ノ注意ヲ喚起シ地方勞働委員會ニ附議スルノ要アリト認メラルモノニ付テハ其ノ理由ヲ附シ遲滞ナク之ヲ地方勞働委員會ニ送致スベシ勞働組合ノ規約法令ニ違反スト認メラルモノアルトキ亦同ジ

第八條 地方長官法第六條ノ決定ヲ爲シタルトキハ様式第三號ニ依ル決定書ニ、法第八條ノ變更ノ命令ヲ爲シタルトキハ様式第四號ニ依ル規約變更命令書ニ地方勞働委員會ノ當該決議書ノ寫ヲ添附シ之ヲ當該組合ノ代表者ニ手交シ其ノ承書ヲ徵スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ決定書又ハ規約變更命令書ヲ當該組合ノ代表者ニ手交スルコト能ハザルトキハ此ノ限りニ非ズ

第九條 法第六條ノ決定又ハ法第八條ノ變更ノ命令ニ付異議ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ遲滞ナク之ニ對スル意見書及地方勞働委員會ノ當該決議書ヲ添附シ厚生大臣ニ申達スベシ
第十條 法人タル勞働組合ニ付民法第八十三條ニ依ル清算終了ノ届出アリタルトキハ地方長官ハ直チニ其ノ旨ヲ當該組合ノ關係勤勞署長及關係地方長官ニ通報スベシ

第十一條 令第二十八條ノ勞働組合清算終了届出ノ證明書ハ様式第五號ニ依ルベシ

第十二條 法第十九條ニ依リ勞働協約ノ届出アリタルトキハ勤勞署長ハ直チニ當該協約ニ勤勞署整理番號ヲ附シ當該組合ノ臺帳ニ所定事項ヲ記入ノ上當該協約ヲ地方長官ニ申達スベシ

地方長官前項ノ申達ヲ受ケタルトキハ當該協約ニ整理番號ヲ附シ當該組合ノ臺帳ニ所定事項ヲ記入ノ上之ヲ整理保管スベシ

第十三條 勞働組合ノ規約並ニ勞働協約ハ之ヲ二部徴シ一部ハ勤勞署ニ於テ整理保管スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ勞働組合ノ規約並ニ勞働協約ヲ徵スルコト能ハザルトキハ此ノ限りニ非ズ

第十四條 地方長官法第二十四條第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ同條第三項ニ依リ公告スルト共ニ關係使用者ニ通知スベシ

第十五條 地方長官法第二十七條第二號又ハ第三號ノ事務ニシテ令第三十六條第二項ニ依リ中央勞働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地方勞働委員會ヲシテ掌ラシムル必要アリト認メラルル事案生ジタルトキハ地方勞働委員會ノ意見ヲ徵シタル上直チニ事情ヲ具シ其ノ旨厚生大臣ニ申達スベシ

第十六條 勞働組合、勞働協約、勞働爭議等ニ關シ必要ナル事項ハ關係地方商工局長、鐵道局長、遞信局長其ノ他關係官衙ノ長ニ遲滞ナク之ヲ通報スベシ

第十七條 地方長官ハ少クとも年二回勤勞署長ヲシテ其ノ管轄地域内ニ在ル勞働組合ニ付臺帳登錄事項整理ノ爲必要ナル調査ヲ爲サシムベシ

第十八條 地方長官地方勞働委員會ノ委員ヲ委嘱シタルトキハ其ノ住所氏名、職業及經歷ヲ遲滞ナク厚生大臣ニ報告スベシ退職解職又ハ死亡ノ場合ハ其ノ者ノ氏名ヲ厚生大臣ニ報告スベシ
事務局長又ハ幹事ニ付亦前項ニ同ジ但シ其ノ者ガ官吏ナルトキハ其ノ官職、氏名ヲ報告スルヲ以テ足ル

第 號		勤勞署臺帳 第 號		勞働組合證明書 第 號			交 付 年 月 日						
名 稱		事務所所在地		支部(本部)ノ名稱及事務所所在地									
設立届出 年 月 日		事由 法第十四條第 號 解散 年 月 日		清算終了ノ 届 出 年 月 日									
代表者ノ所名 住職・氏		主ナル役員 ノ役名及職名 氏		意思決定機關									
組 織 別		産業別 (中分類)		職業別		其ノ他		意思決定機關					
加盟團體名 加 盟 年 月 日		法人格登記 年 月 日		組合員 タルノ 資格		一人當ノ 組合費		意思決定機關					
組合ノ關係 工場名		産業別 (中分類)		種 別			從 業 員 數 (A)		組 合 員 數 (B)		組織率 B/A (%)		
				職 員		男		女		計			
				勞務者									
				計									
				職 員									
				勞務者									
				計									
				職 員									
				勞務者									
				計									
				職 員									
				勞務者									
				計									
合 計													
勞働協約		整理番號		締年 月 日		法第二十二條 機關ノ有無		クローズドシ ヨツプノ協定 ノ有無		協約締結ノ原由 當事者ノ第三 平和の交渉者ノ 結果		機 關 誌	
												誌名	
												刊行 度數	
附帶專業及 年中主要行事													
第 號		勤勞署臺帳 第 號		登 錄 年 月 日									

雜報

第 號		勤勞署臺帳第 號		労働組合證明書第 號			號	
				交付 年 月 日			日	
名 稱								
事務所所在地								
設立届出 年 月 日			解散 事由 法第十四條第 號			清算終了ノ 届出 年 月 日		
代表者ノ 住所 職・氏名			主ナル役員ノ 役名及 職・氏名					
組織別		産業別 (中分類)		職業別		其ノ他		意思決定機關
加盟聯合國體名 加 盟 年 月 日			法人格登録 年 月 日			構成團 體タル ノ資格		
支持政黨名			組合費					
構 成 團 體 名		組 織 別		所 在 地		組 合 員 數		
						職 員		勞 務 者
						男 女 計		男 女 計
								合 計
勞 働 協 約		整 理 番 號		締 結 年 月 日		協約締結當事者名		機 關 誌
								誌名 刊行 度數
附 帶 事 業		年 中 主 要 行 事						
第 號		勤勞署臺帳第 號		登 錄 昭 和 年 月 日				

様式第二號ノ一(勞働組合證明書)

第 號

證明書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住所氏名

右者勞働組合法第二條第一項ニ該當スル勞働組合ナル

コトヲ證明ス

昭和 年 月 日

知事

様式第二號ノ二(法人タル勞働組合タリ得ベキモノナル證明書)

第 號

證明書

名 稱

設立代表者住所氏名

右者勞働組合法第二條第一項ニ該當スル法人タル勞働

組合タリ得ベキモノナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

知事

様式第三號(勞働組合否認決定書)

第 號

決定書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住所氏名

右者 地方勞働委員會ノ決議ニ依リ勞働組合法第

二條第一項ニ該當セザルニ至リタルモノト決定ス

昭和 年 月 日

知事

様式第四號(勞働組合規約變更命令書)

第 號

變更命令書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住所氏名

右者ニ對シ勞働組合法第八條ノ規定ニ基キ

方勞働委員會ノ決議ニ依リ其ノ規約中左ノ通變更スベ

キコトヲ命ズ

記

一 「トアルヲ」 「トス

二 「トアルヲ」 「トス

昭和 年 月 日

知事

様式第五號(勞働組合清算終了届出證明書)

第 號

證明書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

清算人住所氏名

右者勞働組合ノ清算終了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證明

昭和 年 月 日

知事

朝鮮人、中華民國人、本島人及本

籍を北緯三十度以南(口之島を

含む)の鹿兒島縣又は沖繩縣に有す

る者の登録に關する省令公布

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く朝鮮人、中華民國人、本島人及本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿兒島縣又は沖繩縣に有する者に關する登録令は昭和二十一年三月十三日を以て左の如く公布された。

朝鮮人、中華民國人、本島人、及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含む)鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者登録令

昭和二十一年三月十三日
厚生省令第一號
司務省令第一號

第一條 朝鮮人、中華民國人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含む)ノ鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者ノ歸還希望ノ有無ヲ調査スル爲登録ヲ實施ス
第二條 登録ハ昭和二十一年三月十八日午前零時ノ現在ニ依リ同時期ニ於テ内地(特別ノ事情アル地域ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付之ヲ行フ
前項ノ時期前ニ内地ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ同項ノ時期後二日以内ニ始メテ内地ノ港灣ニ入リタル者ハ同項ノ時期ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス
第三條 登録ハ左ノ各號ノ事項ニ付之ヲ行フ

- 一 氏名
- 二 年齢(數(年))
- 三 男女ノ別
- 四 本籍地
- 五 住所
- 六 職業
- 七 歸還希望ノ有無

八 歸還ヲ希望スルトキハ其ノ目的地

第四條 世帯主ハ其ノ世帯ニ現在スル第二條第一項ニ規定スル者ニ付第三條各號ノ事項ヲ別ニ定ムル申告票用紙ニ記入シ府縣知事ノ定ムル期日迄ニ市町村長又ハ別ニ定ムル登錄調査員ニ提出スルコトニ依リ申告スベシ

世帯ニ於テ世帯主不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者又ハ登錄調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯主ト看做ス

第二條ノ時期ニ汽車、電車、其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者及聯合國軍ノ管理スル建物若ハ地域又ハ中華民國人以外ノ聯合國人ノ世帯ニ偶現在シタル者ハ同條ノ時期後始メテ到着シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂ヒ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ別ノ世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所ノ場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザル場合ト雖モ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 市町村長ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ提出セル申告票ヲ朝鮮人、中華民國人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含ム)ノ鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者ノ各別ニ編綴シ登錄簿ヲ作成スベシ

第六條 市町村長ハ前條ノ登錄簿ニ依リ府縣知事ニ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ)其ノ定ムル期日迄ニ左ノ事項ヲ報告スベシ

一 朝鮮人、中華民國人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含ム)ノ鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者各別總數

二 朝鮮人、中華民國人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含ム)ノ鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者各別歸還希望者數(朝鮮人歸還希望者ニ付テハ歸還目的地ノ北緯三十八度線ニ依リ南北朝鮮別及其ノ道別、中華民國人歸還希望者ニ付テハ歸還目的地ノ華北、華中、華南別、本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含ム)ノ鹿兒島縣又ハ沖繩縣ニ有スル者ニ付テハ歸還目的地ノ各島別)

府縣知事前項ノ報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ速ニ取纏メ厚生大臣ニ報告スベシ

第七條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ第二條第一項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ府縣知事ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ違反シ申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者

二 第四條ノ規定ニ依リ申告ヲ妨ゲタル者

三 登錄調査員ノ事務執行ヲ妨ゲタル者

京都長官及北海道廳長官ヲ、府縣支廳長トアルハ東京府支廳長及北海道廳支廳長ヲ、市町村トアリ又ハ市町村長若ハ町村長トアルハ各々之ニ準ズベキモノヲ含ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

なお本令第二條第一項ノ規定ニ依る地域は同日厚生省告示第三十三號を以て次の如く指定された。

厚生省告示第三十三號(昭和二十一年三月十三日)

樺太 全域 北海道 國後郡、色丹郡、紗那郡、檉提郡、藥取郡、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡齒舞村ノ内志賀島、多樂島、水晶島、勇留島及秋勇留島

東京都 大島支廳管内全域、三宅支廳管内全域、八丈支廳管内全域、小笠原支廳管内全域

島根縣 穩岐支廳管内五箇村ノ内竹島 鹿兒島縣 大島支廳管内(十島村ノ内竹島、黒島、硫黃島ヲ除ク) 沖繩縣 全域

社會保險調查會官制の公布 終戦後の社會經濟事情及勞働情勢の變動にもとづき、社會保險制度は當面の議題に上されたが、政府は

之が調査研究を圖るため調査會を設置することとし、昭和二十二年三月勅令第六十七號を以て、右に關する官制を制定した。

社會保險制度調査會官制

(昭和二十二年三月二十八日勅令第六十七號)

第一條 社會保險制度調査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ社會保險ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 調査會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之

ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 調査會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 調査會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

新潟	中魚沼	下條	八〇〇	農山村、理研下請工業	埼玉	入間	高麗	一、〇三八	工場疎開、山村	鳥取	岩美	本庄	四五五	純農
富山	氷見	熊無	四八一	山村手工業	埼玉	北足立	箕田	六七四	純農(工場關係)	鳥取	西伯	大山	六一四	山村
富山	上新川	上段	四五七	純農疎開	埼玉	大里	用上	五九四	有畜農、產加工	鳥取	西伯	富益	四三九	農漁村
滋賀	犬上	多賀	一、四〇〇	純農	埼玉	北葛飾	川邊	八二一	新工場地帯	鳥根	日野	福榮	三四一	農山村
滋賀	犬上	河瀬	一、一〇〇	純農	静岡	磐田	上淺羽	七二二	純農稻作	鳥根	能義	母里	四三七	純農
山梨	東山梨	勝沼	六七八	果樹園	静岡	田方	函南	二、九二〇	畜産	鳥根	仁多	鎌手	七七五	農漁村
山梨	東八代	錦生	九五〇	養蠶村	静岡	庵原	内房	七〇七	山村	福岡	糸島	福吉	八〇八	漁村
山梨	北巨摩	鹽崎	五二九	純農稻作	静岡	榛原	地頭方	一、一一八	半農半漁	福岡	糟屋	新宮	八〇六	漁村
山梨	北巨摩	大泉	七二〇	開墾	静岡	田方	網代	八〇〇	漁村	長崎	北高來	湯江	一、五〇六	農村
山梨	南都留	谷村	二、五五一	疎開、機業	愛知	東加茂	下山	一、二四一	純農	長崎	南高來	大正	六二二	農村
山梨	南都留	禾生	七〇七	純農稻作	愛知	知多	有松	六九七	機業	長崎	南高來	大正	六二二	農村
山梨	南都留	盛里	三三〇	山村	愛知	渥美	泉	一、一一四	半農半漁	合	計	大正	一、六〇三	農村
埼玉	入間	福岡	一、二七七	疎開、集約農業	愛知	西春日井	清洲	一、五六四	疎開	合	計	大正	五三、〇一八	農村